多面的機能支払交付金の活動の手引き

活動組織用

鹿屋市 農林商工部 農地整備課

はじめに

農業は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形 成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に 伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多 面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に 伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家 の負担の増加も懸念されています。

このため、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の 共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。 また、これにより、農業の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発 揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しし ます。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して 活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報 告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

農業の有する多面的機能



目 次

改正のポイント、手引きの見方	·····3
改正のポイント、手引きの見方	<i>4</i>
I 組織の設立、事業計画の作成 1 対象地域の設定	7 8 13 37 38 40
Ⅱ 事業計画の認定	42
Ⅲ 交付金及び概算払いの申請	44
IV 活動の実施、記録1 活動の実施	46
V 活動の報告 1 報告の流れ	70 73
VI 地域資源保全管理構想	84
Ⅷ 活動項目番号表	92

令和7年6月改訂のポイント

令和7年6月版の手引きにおいては、主に以下の変更に伴い、記載内容を変更しました。

変更箇所は、「R7変更点」等赤字で明記しています。

- ・制度変更とそれに伴う様式変更
- 事務負担軽減のための様式変更

併せて、書類作成や活動の実施の参考となるよう、記載例及び留意事項の 充実を図っています。

手引きの見方

各項目の内容

• 各項目の内容を記載しています。

各種様式を記入する際の留意事項等を記載しています。

参考情報

参考例、〇〇等の参考情報を記載しています。

注意するべき不適切な実施例

不適切な事例を記載しています。

会計検査関係指導

会計検査において指摘のあった内容に関することを記載しています。

多面的機能支払交付金の構成

農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押しします。

支援対象

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

(1) 地域資源の基礎的な保全活動 ※以下は活動例









水路の泥上げ

15C12

(2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

資源向上支払交付金

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・外来種の駆除、ビオトープづくり
- ・施設の長寿命化のための活動 等

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 ※以下は活動例

① 施設の軽微な補修



ひび割れの補修



農道の部分補修

② 農村環境保全活動



外来種駆除



生きもの調査

- ③多面的機能の増進を図る活動
 - (2)施設の長寿命化のための活動 ※以下は活動例



未舗装農道の舗装



素堀り水路からの更新





手続の概要

組織の設立から事業計画の認定まで

活動組織

① 規約等の作成

対象地域の設定、構成員の取りまとめを行い、組 織の設立に必要な規約などの案を作成します。

⇒詳細は8ページ~

② 事業計画書(案)の作成

組織が取り組む事業計画の案を作成します。

⇒詳細は13ページ~

③ 活動計画書(案)の作成

組織が取り組む活動計画の案を作成します。

⇒詳細は15ページ~

④ 設立総会の開催

総会を開催し、規約や事業計画等の案について ⇒詳細は41ページ 構成員の合意を得ます。

⑤ 事業計画の申請

鹿屋市長に事業計画書等を提出し、 認定の申請を行います。

⑥ 事業計画の認定の通知

書が送付されます。

鹿屋市

【申請期限】

活動年度の <mark>6月30日</mark>まで

鹿屋市長から事業計画の認定通知

交付金の交付申請から報告まで

活動組織

③ 活動の記録

交付金を活用し、認定を受けた事業計画及び活 動計画に基づいて活動を実施します。

また、日々の作業の内容や金銭の収支等につい て記録します。

⇒詳細は46ページ~

④ 報告書類の作成

毎年度、活動計画に定めた事項の実施状況を取 りまとめます。

⇒詳細は67ページ~

① 交付金の申請

鹿屋市長に交付申請書を提出します。

② 交付決定・支払

交付決定通知が送付されます。その後、概 算払請求により交付金が支払われます。

⑤ 実施経過報告(みどり加算のみ)

鹿屋市長に実施経過報告書などを 提出します。

⑥ 確認結果の通知

必要に応じ、確認結果が通知されます。

⑦ 実施状況報告

鹿屋市長に実施状況報告書などを 提出します。

⑧ 確認結果の通知

必要に応じ、確認結果が通知されます。

鹿屋市

【申請期限】

別途お知らせします。

鹿屋市

【報告期限】

鹿屋市

【報告期限】

活動年度の翌 年度の4月初 旬日まで

5

I 組織の設立、事業計画の作成

多面的機能支払交付金を活用した活動を行うためには、活動組織を設立する必要があります。

1 対象地域の設定

- 組織作りは、対象地域を設定することから始めます。地域の水路や農道などを守っていく共同活動にもっとも取り組みやすいまとまりを、それぞれの地域に応じて設定します。
- 対象地域の単位は、集落ごと、ため池や堰などの用水がかりごと、ほ場整備などの事業実施区域ごとなど、様々なまとまりが考えられます。合意形成が可能なまとまりで、対象地域を検討してください。

※活動組織の広域化

活動の対象となる区域が旧市区町村等の広域に及ぶ場合には、広域活動組織を設立することができます。広域な範囲で組織を設立することで、事務負担の軽減や運営体制の強化が期待できます。

活動組織の広域化に関しては、「活動組織の広域化推進の手引き」を参照してください。 また、広域活動組織を設立して活動を実施する場合は、「多面的機能支払交付金の活動の手引き(広域活動組織用)」を参照してください。

対象地域の単位の例

集落単位	集落営農単位
集落ぐるみで保全活動を行う体制	集落営農組織で保全活動を行う体制
水系単位	事業単位
ため池や堰などの水系単位で	ほ場整備事業などの事業実施区域単位で
保全活動を行う体制	保全活動を行う体制

2 構成員の取りまとめ

- 活動組織の構成員は、農業者、地域住民、自治会、農業者団体等の地域の実情に応じた者で構成します。
- 団体の場合は、その団体の中で、活動組織の構成員となることを合意・決定した上で参加してください。

農地維持支払交付金

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

資源向上支払交付金

〇共同活動

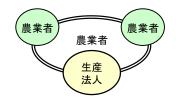
農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される活動組織

〇施設の長寿命化、組織の広域化・体制強化

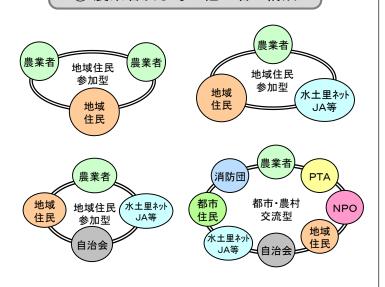
農地維持支払交付金と同様の活動組織

活動組織の構成例

① 農業者のみで構成



② 農業者及びその他の者で構成



3 規約(案)の作成

- 活動組織は、次に掲げる要件を満たす必要があります。
 - ☑ 代表者が定められていること
 - ✓ 活動組織の意思決定方法、会計の処理方法及びその責任者並びに内部監査の方法等を明確にした活動組織の運営等に係る規約を定めること

(別記6-1)

別記6-1は、規約の記載例です。 必要に応じて追記等してください。

〇〇地域資源保全会 規約

第1章 総則

総会で本規約が制定された日 付を記入します。 〇〇年〇月〇日制定

(名称)

第1条 この活動組織は、○○地域資源保全会(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を○○県○○市○○△△に置く。

(目的)

資源向上活動を実施する場合のみ記載します。

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は<u>資源向上活動</u>を通じ、〇〇市 〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全 並びに水路・農道等の施 設の長寿命化を図ることを目的とする。

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議してください。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

- 第5条 活動組織に、代表1名、副代表○名、書記○名、会計○名、監査役○名を置くこととする。 代表等役員は別紙のとおりとする。
- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

- 第6条 役員の任期は、○年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

- 第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
 - 三 その他代表が必要と認めたとき。
- 3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に 総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

実施する活動内容に応じて選択して記載します。

第8条 総会はこの規約において別に定めるののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の 収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

- **第9条** 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は 委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の ときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写し を構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

総会の議決方法は、上記第9条第3項に示す方法もしくは以下に示す方法のいずれかを選択してください。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、各集落の構成員それぞれ1票により集落としての議決を 行った後、各集落及び団体の代表でそれぞれ1票により行い、過半数で決する。なお、可否同数のときは、 議長の決するところによる。

(特別議決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による 議決を必要とする。
 - 一 活動組織規約の変更
 - 二 活動組織の解散
 - 三 構成員の除名
 - 四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

- 第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
 - 一 活動組織規約
 - 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
 - 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を交付金の交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して、5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

- 第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区分して経理する。
 - 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
 - 二 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
 - 三 その他の収入

交付を受ける交付金の内容に 応じて記載します。

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全(作業前の危険箇所の確認・共有など)について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、代表とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第20条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

- **第21条** 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の 徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

資源向上活動により、<u>施設の更新又は新たに設置を行う場合</u>は、以下の<u>第22条の規定を追加</u>してください。 (財産の管理)

第22条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第22条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

- 第23条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び 財産管理台帳を、通常総会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後〇日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

活動にかかる日当単価、草刈機や軽トラック等資機材の賃借料、研修旅費等のほか、外部委託する場合の契約方法(見積徴集や契約単価等)について、細則に規定し、総会で議決してください。

(規約の変更)

第24条 この規約を変更した場合は、鹿屋市長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和○○年○月○日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

【R7変更点】

- ・住所欄を削除しました。
- ・「活動支援班」の班員欄を作成しました。

設立総会の開催等により、活動組織に参加することについて、構成員の了解を得てください。

(規約別紙)

○年○月○日

農林水産環境保全団体構成員一覧

以下3. の構成員は、農林水産環境保全団体へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2. のとおり定めます。 「役職名」欄には活動組織における役職名を記載します。

1. 代表

役職名	氏名	備考	活動支援班員
代表	環境 花子		

2. 役員

役職名	氏名	備考	活動支援班員
副代表	多面 花子	○○集落	0
書記	多面 次郎	○○自治会	0
会計	00 00		
監査役	00 00		

3. 構成員

- ★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。
- ★団体の場合は代表者名を記入してください。
- (1) ○○集落
- ① 農業者の個人または団体 (「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。)

【R7変更点】

「活動支援班」を設置している場合、活動支援班のメンバーになっている構成員の「活動支援班員」 欄に「〇」を記入します。

「備考」欄には、所属する集落や 団体名を記載します。

役員が団体に所属する場合は、 「備考」欄に3の(3)と同じ団体名 を記載します。

「分類」欄には下図の分類番号リストから番号と分類名を記載します(手書きの場合は、分類名は省略が可能です)。

刀規	L/d	7用"亏	活動支援班員
1.農業者個人	00 00		
2.農事組合法人	00 00		
	•		
	農業者		

	この線より上に行を挿入してください。						業者					農業	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	 以外			
(② 農業者以	以外の個人			個				個								\neg
Γ	分類	氏名		備考	人と して		体とし		人と して			団(本とし	て参	≽加		
	5.農業者以外個人	00 00			参 加		参加		参 加		==						
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
L					#	_	774	ブ	#	-		-	_		724	7	7-
		この線より上に行る	を挿入してください。		辰 業	長事	呂農	の	農業者	自治会	女性会	子供会	地	JA	学 校	NPO	その
(3)	農業者以外	トの団体 (代表者名のみ記載する	,)		農業者個	農事組合法	営農組合	その他の農業者団体	以	会	会	会	土地改良		-PTA		他の開
	分類	氏名		備考	人	 		長業:	外個				区				の農業者以外団体
	6.自治会	会長 〇〇 〇〇	○○自治会					者 団	人								者 以
	8.子供会	会長 〇〇 〇〇	○○子供会					体									外団
																	体
		この線より上に行る	挿入してください。	,													

団体の場合、「氏名」欄には、団体の代表者氏名及び団体における役職名を記載します。

4 事業計画(案)の作成

• 事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画書(様式第1-2 号)を作成します。

(様式第1-1号) 【活動組織から市町村に提出するもの】

〇〇市 長 殿

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出してください。

農林水産省様式

令和7年4月1日

○○地域資源保全会

多面 太郎

様式第1-1号、1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接 支払、環境保全型農業直接支払 の共通様式です。

これは多面的機能支払交付金の みに取り組む場合の記載例です。 必要に応じて追記等してください。

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - 1号事業(多面的機能支払交付金)
 - □ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
 - □ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)
- 3 その他
 - □ 都道府県の同意書の写し(都道府県営土地改良施設の管理)
 - ※ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することができる。
 - □ ※に該当するため、書類の添付を省略する。

(様式第1-2号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

多面的機能発揮促進事業に関する計画

様式第1-1号、1-2号は、多面的機能支払、中 山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払 の共通様式です。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場 合の記載例です。必要に応じて追記等してください。

○○地域資源保全会

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るた めには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記 載してください。

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うこと により、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類(実施するものに○を付すこと。)

活動内容を踏まえて記載してください。

1号事業(多面的機能支払交付金)

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。 以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主 として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)

法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機 能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)

(資源向上支払交付金)

2号事業(中山間地域等直接支払交付金)

3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

② 実施区域

(例)農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画 書」という。)「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

(2)活動の内容等

1 号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

活動計画書「Ⅰ. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の 農用地、施設」並びに「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

2)活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載のとおり。

ロロの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源 向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例)活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例)「(別添2)構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領 「別記6-1活動組織規約」の「(別紙)構成員一覧」に代えることもできる。

活動内容に合わせて「〇」 を記入してください。

活動内容に合わせて記載 してください。

5 活動計画(案)の作成

- 多面的機能支払交付金の対象となる活動は、活動計画に基づいて実施します。
- 活動計画書(様式第1-3号)は、県が策定する「要綱基本方針」(※)に基づいて作成する必要があります。

※「要綱基本方針」とは

国が示す活動指針を基礎として県が策定する、多面的機能支払交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した方針です。

様式の経過措置等について(令和7年度改正の実施要領附則3) 【R7変更】

令和6年度までに事業計画の認定を受けた活動組織は、従来の活動計画書等の様式をそのまま使ってもかまいません。

(様式第1-3号) 【活動組織から市町村に提出するもの

農林水産省様式

○年○月○日

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(まるまるちいきしげんほぜんかい)
組織名	○○地域資源保全会
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	○○県△△市○町○-○-○

I.地区の概要(共通)

「 I.地区の概要(共通)」は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型 農業直接支払の共通様式です。

<活動の計画>

	Ι.	1号事業(多面的機能支払)	別紙1
	Ш.	2号事業(中山間地域等直接支払)	別紙
	IV.	3号事業(環境保全型農業直接支払)	別紙
	٧.	その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注)該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

<施行注意>

提出の際に()内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

1. 活動期間

- 活動期間は、原則、5年間です。
- 資源向上支払交付金(長寿命化)については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可 能な年数に短縮することもできます。

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	7年度	11年度	5 年	○年度	○年度
資源向上支払 (共同)	7年度	11年度	5 年	○年度	○年度
資源向上支払 (長寿命化)	7年度	11年度	5年	○年度	○年度
中山間地域等 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度
環境保全型農業 直接支払	○年度	○年度	年	○年度	○年度

計画変更を行った場合は 変更した年度を記入してください。

交付金の交付を受けずに活動を行う場合 は、いずれの欄も記入しないでください。

2. 実施区域内の農用地、施設

- 「実施区域内の農用地、施設」とは、事業計画に位置付けて活動を実施する農用地 (認定農用地(※))及び水路等の施設のことです。
 - 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地
- 管理者が定められた施設(例えば鹿屋市道等)は、原則として共同活動の対象にはな りません。保全管理対象施設に位置付けてよいかどうかは鹿屋市に確認してください。

2. 実施区域内の農用地、施設 協定農用地面積 又は認定農用地面 する遊休 畑 草地 採草放牧地 農地面積 多面 4,600a 900a а 5,500 a 25 a 支払 中山間 а а а 直払 傾斜 傾斜 取組 環境 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する 環境直払に取り組む場合は、1004の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付

- 遊休農地の一部を解消した場合は、数値 を変更の上、届出を行います。
- 遊休農地については、活動計画書に位置 付けた活動を行い、活動期間内に耕作可 能な状態とする必要があります。

農用地面積については、国土調査等による地籍図等 に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図 面の図測による算定を基本とします。詳細は市町村に 確認してください。

- を記載するものとする。
- 農道 ため池 農業用施設 うち、排水路 (多面支払) 8.2 km 4.0 km 7.5 km 3 箇所 うち、資源向上支払 0.3 km 0.3 km 1.5 km 箇所 (長寿命化) の対象施設

延長は、小数点以下第1位まで記入する。

【R7変更点】「みどり加算」の計画面積を含みます。 ただし、現在の認定農用地の範囲内で「みどり加算」の取組 面積を拡大するのではなく、認定農用地を現在の範囲より拡 大することによって「みどり加算」の取組面積を拡大する計画 の場合は、当初の認定申請時には拡大分を認定農用地面積 に含めず、認定農用地を拡大する年度に、他の対象農用地 等とともに面積を変更し、変更の認定申請を提出してください。

- 認定農用地の区域内において、保全管理を行う施設 の数量を記入してください。
- 下段欄には、上段の内数として資源向上活動(長寿命 化)を実施する施設の数量を記入してください。
- ※ 農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共 同)を活用して資源向上活動(長寿命化)を行う場合 も同欄に記入してください。

【R7変更点】

年当たり

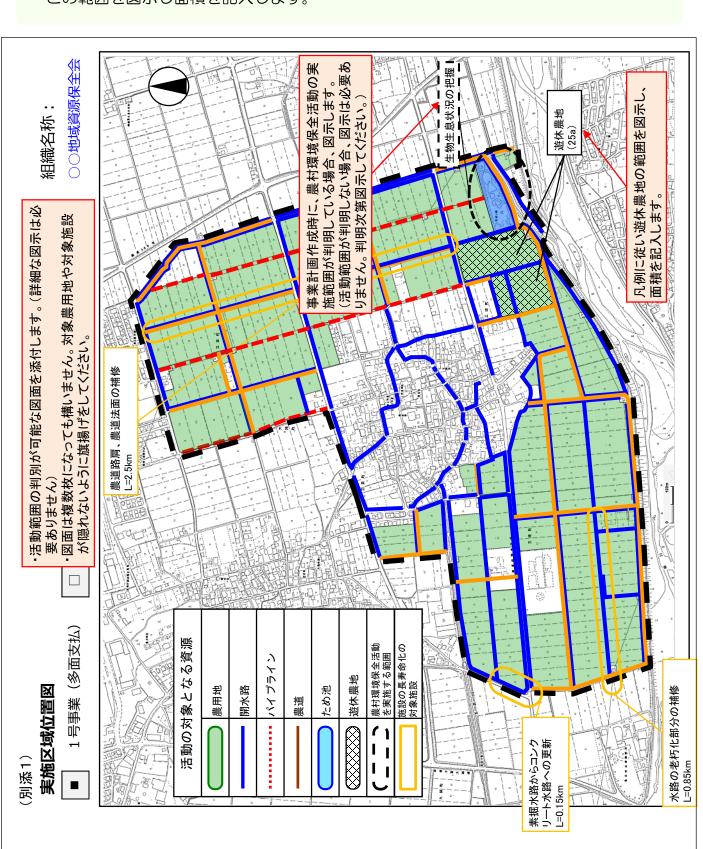
交付金額

上限

本交付金の活動で保全管理されている地域の防災・ 減災に資する排水路を把握するため、水路のうち排水 機能を有する水路(反復利用等が行われる用排兼用 水路を含む)の数量を記入してください。

3. 実施区域位置図

- 活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用用排水路、農道等の施設を図示します。
- Iの2. 「実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置付けられている場合は、 この範囲を図示し面積を記入します。



【令和6年次会計実地検査関係指導】

① 活動の対象となる農用地の確認

会計実地検査において、活動組織の対象農用地に交付金算定の対象とならない土地が含まれていることや地目の判断が適切ではないことが判明し、交付金の返還に至るケースが確認されています。

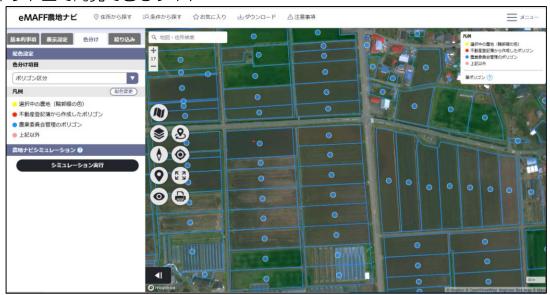
そのため、対象農用地に農地とは認められない土地が含まれることや地目の判断が適切でない状況とならないよう、見回りによる現地確認に加えて、衛星写真及び航空写真の閲覧サービス等も活用して対象農用地の設定を適切に実施してください。

また、対象農用地に農業関連施設等が存在するなど、農用地の判断に迷う場合等は、鹿屋市に確認してください。

衛星写真閲覧サービスの一例

eMAFF農地ナビ (https://map.maff.go.jp/)

農業委員会等(農業委員会が置かれていない市町村を含む。)が備えている農地台帳と農地に関する地図について、農地法により公開するとされた一部の情報をインターネット上で閲覧できるサイト



- ※農地台帳上の地番及び地目・面積等各種分類の表示も可能
- ※衛星写真の撮影時期は公開されていないので注意
- ※使用料等が発生する場合には、交付金の活用が可能

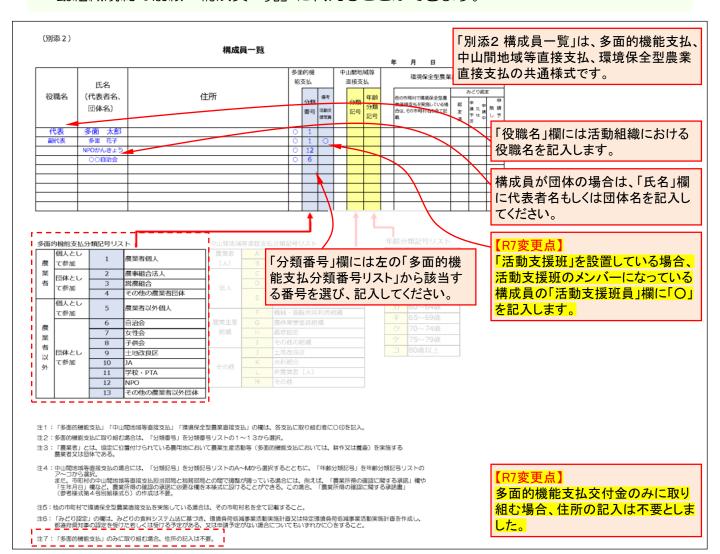
② 管理者が定められた施設の保全管理

法令等に基づいて管理者が定められた施設(例えば、道路法第十六条に基づき鹿屋市が管理する鹿屋市道)の一部(法面等)を、慣行として活動組織が水路等の施設と一体的に管理している場合は、共同活動の対象とすることを可能(資源向上支払(長寿命化)は除く。)としています。

<u>この場合は、原則として施設管理者との覚書や協議記録簿等の書面により管理区分等を明確</u>にしてください。

4. 組織構成員一覧

• 別添2「構成員一覧」を作成します。なお、多面的機能支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができます。



5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

- 認定農用地の区域内における中山間地域等直接支払交付金の協定面積を把握します。
- 重複する区域がある場合は、活動が重複しないように注意してください。
- 5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積



※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

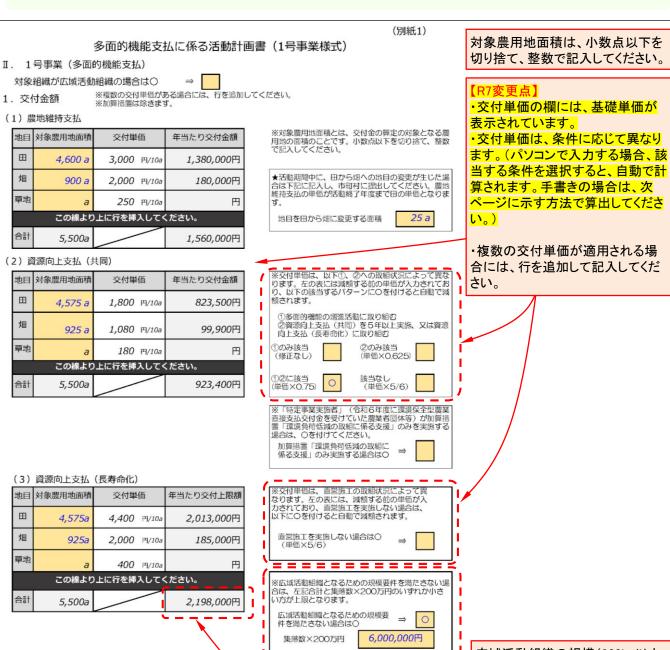
活動計画書に位置付けた農地維持活動の実施に当たっては、農地維持支払交付金により行います。

また、資源向上支払(共同)に取り組む場合、中山間地域等直接支払の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施します。

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)
Ⅱ.1号事業(多面的機能支払)

1. 交付金額

- 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付 単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。
- 交付単価は、取組状況や地域に応じて異なります。詳細は、鹿屋市に確認してください。
- 加算措置については、「4. 加算措置」の項目で整理します。



広域活動組織の規模(200ha以上 (北海道は3,000ha以上)を満たさな い場合、長寿命化の交付上限は、 「対象農用地面積×交付単価の合 計額」と

「保全管理する区域内に存在する 集落数×200万円」 の小さい方の額となります。

申請を行うものとします。

様式に整理します。

加算措置は別途「4. 加算措置」の

資源向上支払(長寿命化)は、交付

上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付

交付額の算定方法 ①基礎単価

【交付単価】 単位:円/10a

地目	農地維持 支払交付金	:	資源向上支払	交付金(共同)		資源向上3 (長寿	
地日 	1	2	③ =②*5/6	6	⑦ =⑥*5/6		
田	3,000	2,400	2,000	1,800	1,500	4,400	3,666
畑※1	2,000	1,440	1,200	1,080	900	2,000	1,666
草地※2	250	240	200	180	150	400	333

- ①: 事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ②~⑤: 資源向上支払交付金(共同)は、①の農地維持支払交付金と併せて取り組むことが基本となります。
- ③:多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ④: 農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した 農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤:資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、 かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑦: 直営施工を実施しない活動組織にあっては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。【R7変更】
- ※1 畑には樹園地を含みます。 ※2 草地は、牧草専用地及び採草放牧地を指します。

【交付額の算出方法】

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5.000.4a、畑:4.999.6a

〇 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て)

畑:4.999.6a → 4.999a(小数第一位切り捨て)

〇 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:5.000a×3.000 円/10a=1.500.000 円

畑:4,999a×2,000 円/10a= 999,800 円

計:2.499.800 円

- (2)資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模((200ha以上(北海道は3,000ha以上))を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。
 - a. 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額
 - b. 保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

(算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)(畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

- 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出
 - a. 15,000a×1,666 円/10a=2,499,000 円
 - b. 1集落×2,000,000 円=2,000,000 円

の小さい額である2,000,000円を年交付金額の上限とする。

2. 組織の広域化・体制強化の計画

• 広域活動組織の設立、活動組織の特定非営利活動法人化(NPO法人化)、広域活動組織における活動支援班の設置【R7拡充】を行う場合は、実施予定年度を記入します。

2.	組織の広域化・	体制強化の計画	(計画がない場合、	この項目への記入は不要です
----	---------	---------	-----------	---------------

	広域活	特定非営利活動法人化			活動支持	受班の	■ ※「特定非営利活動法 ※「特定非営利活動法 A」とは、営農法人とは			
実施予定年度	令和	1	年度	令和		年度	令和	9	年度	別に多面的活動に関与する法人のことです。

加算措置「広域化・体制強化に対する支援」又は「(活動支援班加算)」を活用する場合は、「4. 加算措置」の様式に整理します。

この欄は、鹿屋市担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入してください。

以下は市町村担	旦当者と相談の上、記	入してください。			
集落数	3 集落				
農業地域類型	都市的地域	○ 平地農業地域	中間農業	美地域山間農業地	域
地域振興立法の	の適用	寺定農山村 🔼 振興山村	過疎	半島	: : : : : : : : : : :
E E E E E E	達	雅島 沖縄	奄美群島	小笠原諸島	
指定棚田地域の	の該当状況				
交付金算定の対	象としている農振農用地	也区域外の対象農用地面積			
┃ 農地維持支払 ┃	10 a	資源向上支払 (共同)	10 a	資源向上支払 (長寿命化)	10 a
<u> </u>					

農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域(対象農用地)内に、県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地(※)が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。(令和元年度より資源向上支払交付金も対象)

- (※)県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振 農用地区域外農用地の例
- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保全管理が 図られている農用地
- ・多面的機能の発揮を図るための活動を、農振農用地区域内の農用地と一体的に取り組む 必要があると認められる農用地
- ・農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、農振農用地区域内農地と一体 的な取組が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等

3. 活動の計画 (1)農地維持支払

- 農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。
- 「1 点検」及び「4~15 各実践活動」については、活動計画書に位置付けた農用地及び施設に該当する全ての活動項目を毎年度実施する必要があります。ただし、「実践活動」の一部の活動項目については、点検結果に基づき、必要と判断したものについて実施します。

3.活	動の	計画				・「点検」及び「実践活動」については、活 動計画書に位置付けた農用地及び施設に
(1) 鳥	農地網	維持	支払 ※毎年度	実が	値するものに○を記	該当する全ての活動項目に「〇」を記入し
活動			活動項目		計画	てください。
 点検		1	点検	\dashv	0	・「1 点検」は、活動計画書に位置付けた
計画領	策定	2	年度活動計画の策定	ヿ	0	全ての農用地、水路、農道、ため池につい
研	修	3	事務・組織運営等に関する研修、	ヿ	5年間に各1回り	て、毎年度実施する必要があります。
1971			機械の安全使用に関する研修	_		・「1 点検」、「2 年度活動計画の策定」、
	農	4	遊休農地発生防止のための保全管理		0	「4~15 各実践活動」については、毎年度
	用	5	畦畔・法面・防風林の草刈り	_]		実施する必要があります。
	地	6	鳥獣害防護柵等の保守管理	_	点検結果に応じて	「3 研修」は全ての対象組織で、
	水	7	水路の草刈り	\dashv	0	・事務・組織運営等に関する研修
実	路	8	水路の泥上げ 水路附帯施設の保守管理 ◆	\dashv	点検結果に応じて	・機械の安全使用に関する研修
践	_	9 10	<u> </u>	\dashv	点検和来に心し(の両方を、活動期間内に1回以上実施す
活	農		農道側溝の泥上げ	\dashv	点検結果に応じて	る必要があります。
動	道	12		_	点検結果に応じて	【R7変更点】
	た	13		\dashv		・これまで実施予定月を記入する様式でし たが、実施有無のみを記入する様式に変
	1,-		ため池の泥上げ	\dashv	点検結果に応じて	
	池	15			点検結果に応じて	実施するものに「〇」を記入してください。
	共	16	異常気象時の対応	\dashv	洪水、台風、地區	(次ページ以降も同様)
地域	資源	の適	切な保全管理のための推進活動	1	※必ず選抜	尺してください。
て、「: めの: があ ^い	地域推進	資源 活動 ナ。	全管理構想の策定に向け 原の適切な保全管理のた 助」を毎年度実施する必要 学は、次ページのとおりで			【R7変更点】 ・必須項目等には記入欄横に注意書きを表示しています。パソコンで入力する場合、記入状況に応じて注意書きが消えるよう設定しています。 (次ページ以降も同様)

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

ください。

「6 鳥獣害防護柵等の保守管理」 「9 水路附帯施設の保守管理」

「15 ため池附帯施設の保守管理」等に係る

対象施設がない場合は「対象施設なし」又は「一」と記入して

地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- 担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、 農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。
- 目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための 活動を定めます。(地域資源の適切な保全管理のための推進活動)
- それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を鹿屋市により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想(※)」を取りまとめる必要があります。
- ただし、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画において、別記1-4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれる場合は、地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

※「地域資源保全管理構想」とは

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた 農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように 引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取 り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想として取りまと めるものです。(詳細は、84ページ以降)



地域資源保全管理構想の策定に向けた「地域資源の適切な保全活動のための推進活動」について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「〇」を記入します(複数選択可)

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)~4)を記入してください。

1)	保全管理の目標を①~⑥から選んでください。(複数選択	可)	
0	①中心経営体との役割分担による保全管理		④集落間連携や広域的活動による保全管理
	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理	0	⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
	③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理		<u>⑥</u> その他
2)	今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①~⑤	から11	頁目以上選んでください。
0	①農地の利用集積に伴う管理作業		④共同利用施設の保全管理
0	②高齢農家の農用地に係る管理作業		⑤その他
0	③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業		
3)	2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく活動の	方向性	を①~⑦から1項目以上選んでください。
0	①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	0	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
0	②入り作等の近隣の担い手との協力		⑥集落間の連携や広域的な活動
0	③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり		⑦その他
	④新たな保全管理の担い手の確保		
<u>(4)</u>	2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する活動を1	7~23	から1項目以上選んでください。
0	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催		21. 地域住民等に対する意向調査、地
	18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査		22. 有識者等による研修会、検討会の開催
0	19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等		23. その他
	20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ワークショップ・交流会の関係		

4)に示す17~23が「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の活動内容です。<u>農地維持支払の交付を受ける場合、必ず毎年度実施する必要</u>があります。

番号は、92ページ以降に示す活動項目番号表の一連の番号になっています。

3. 活動の計画 (2)資源向上支払(共同)

• 地域資源の質的向上を図る共同活動は、「1)施設の軽微な補修」、「2)農村環境 保全活動」、「3)多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

1)施設の軽微な補修

- 「計画策定・機能診断」、「研修」、「実践活動」で構成されます。機能診断及 び実践活動は、活動計画書に位置付けた施設に該当する全ての項目を毎年度実施す る必要があります。
- ただし、実践活動については、機能診断の結果に基づき、必要と判断したものについて実施します。

2)農村環境保全活動

• 活動指針に定められたテーマ(※)を1つ以上選択し、テーマに該当する計画策定及び実践活動を毎年度実施する必要があります。

※農村環境保全活動のテーマ

「生態系保全」、「水質保全」、「景観形成・環境生活保全」、「水田貯留機能増 進・地下水かん養」、「資源循環」



3. 活動の計画 (2) 資源向上支払(共同) (続き)

3) 多面的機能の増進を図る活動

取組は任意です。取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額にな ります。

> 毎年度実施するものに「〇」を記入してく ださい。

2) 多面的機能の増進を図る活動(任意) ※毎年度実施するものに○を記入してください。

活動区分	活動項目	計画	
	52 遊休農地の有効活用	0	
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化		
多一	54 地域住民による直営施工		
面的	55 防災・減災力の強化		
図機	56 農村環境保全活動の幅広い展開	0	下の
る。	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
^活 の	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
動増	58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	9	
進	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	◆	下の
を	59 都道府県、市町村が特に認める活動	+	
	この線より上に行を挿入してください。		
	60 広報活動・農村関係人口の拡大	0	
※増進を図	図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施す:	るとともに	ī,

【R7変更点】

「58-2 広域活動組織における活動 支援班による活動の実施」 「58-3 水管理を通じた環境負荷低 減活動の強化」 が追加となりました。

の太枠内も記入してください。

「56 農村環境保全の幅広い展開」 の太枠内も「58-3 水管理を通じた環境負荷低 減活動の強化」

> 「59 鹿児島県、鹿屋市が特に認め る活動」

を選択した場合は、様式下の太枠 内にも記入してください。

内にも記入してくだけ、 大」を毎年度実施してください。 ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては、100 位4版 ロップ は 100 位4版 ロップ 100 位4版 100 位4版

村関係人口の拡大」は必須ではありません。

「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む場合、毎年度実施する必要があります。 ・ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または、「山間農業地域」、地域振興 立法8法地域に該当する場合は、実施を必ずしも求めるものではありません。

「60 広報)

「60 広報活動・農村関係人口の拡大」は、活動に対する多様な主体の参画の促進 や地域外からの呼込みによる農村関係人口拡大のための、パンフレット等の作成・ 頒布、看板の設置、ホームページの開設・更新等の活動が該当します。

【R7変更点】

名称を「広報活動・農的関係人口の拡大」から「広報活動・農村関係人口の拡大」に 変更しました。

水田貯留・地下水かん養

「56 農村環境保全活動の幅広い展開」を選択した場合

「①農村環境保全活動を1テーマ追加」又は「②高度な保全活動の実施」のいすれかを選択し、実施する活動を選 択してください。

①農村環境保全活動を1テーマ追加

②「高度な保全活動の実施」

- ・・・追加する農村環境保全活動
- ・・・高度な保全活動の活動項目

「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」を選択した場合

実施する取組の実施予定面積を記入してください。

長期中干し 20 a 300 a 冬期湛水 0 a 夏期湛水 15 a 中干し延期 0 a 江の設置(作満実施) 江の設置(作溝未実施) 0 a

「59 都道府県、市町村が特に認める活動」を選択した場合

具体的な活動内容を記載してください。

- 「56 農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合、①、 ②のいずれかを選択の上、該当する活動を記入してくだ さい。
- ・(1)の場合、「追加する農村環境保全活動」には、追加で 実施するテーマを記入してください。
- ②の場合、要領別記1-2の第4の4を参照し、実施す る活動を記入してください。
- (パソコンで入力する場合、プルダウンで選択できます。)

【R7変更点】

「多面的機能の増進を図る活動」においては、取組面積 に関する要件はありませんが、実施状況を把握するため、 計画面積を入力してください。

3. 活動の計画 (3)資源向上支払(長寿命化)

- 施設の長寿命化のための活動は、機能診断の結果に基づき、地域で施設の状況等を勘 案した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。
- ・ 工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合、県の要綱基本方針に基づき、 「長寿命化整備計画書」(様式第1-4号)(38ページ)を作成します。
 - 農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して行う施設の長寿命化のための 活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提と し、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を活用して施設の長寿命化のための活 動を実施することができます。この場合、以下に留意してください。

- ✓ 活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- ✓ 費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

(3)資源向上支払(長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」 を施設について、機能診断の結果に基づし、添付してください。なお、1つの活動項目を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えまる。※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。
※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。
「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、
・92ページの活動項目番号表から、実施・92ページの活動項目番号表から、実施・92ページの活動項目番号表から、実施・1

「1箇所=0.01km」として扱い、「km」単位で記入してくださ

左記が水路の 活動内容 延べ数量 場合、うち排 水路延長 施設区分 活動項目 内容 (各単位) (各単位) 水路 0.03 0.03 61 水路の補修 水路○−○の老朽化部分の目地補修 km 水路 62 水路の更新等 0.24 km km 土水路からコンクリート水路への更新 水路 0.01 62 水路の更新等 ゲートの更新 km km 農道 1.54 km 63 農道の補修 農道○−○の路肩及び法面の補修 66 ため池 (附帯施設) 3.00 ため池 ゲートの更新 笛所 の更新等 66 ため池 (附帯施設) ため池 転落防止柵の設置 1.00 箇所 の更新等

- 活動計画書に位置付けた農用地及び き、5年間の活動期間で計画的に実施す
- ・92ページの活動項目番号表から、実施 する「活動項目番号」及び「活動項目」を 記入してください。(パソコンで入力する 場合、プルダウンで選択できます。)

【R7変更点】

対象施設ごとの施設単位を統一しました 「水路」、「農道」でゲート等を「1箇所」施 エする場合は「0.01km」と記入してくださ い。

なお、既に認定を受けている事業計画書 (活動計画書)について、これに係る変更 の届出は不要です。

施設数量は、「実施区域内の農用地、施 設」の値の内数です。数字は小数点以 下2桁まで記入してください。

【R7変更点】

排水路には、水路のうち排水機能を有す る水路(反復利用等が行われる用排兼 用水路を含む)の数量を記入してくださ

☆直営施工の実施方針について

全部直営施工又は -部直営施工を実施する

直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実<mark>施</mark>する場合は、その活動内容を、 ☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実<mark>態</mark>する場合は、その活動内容を、こうだされて 書に記載してください。(別紙でも可。)(実施要領第1の2の(4<mark>)</mark>又は第2の2の(4)に基づく<mark>直営施工とは、活動組織が自ら施設の</mark>

この線より上に行を挿入してください。

補修等を全て又は一部実施することで す。該当するものに「O」を記入してくだ さい。

R7変更点】

選択肢を2つに削減しました。

4. 加算措置

• 資源向上支払(共同)を実施する活動組織において、加算措置を受けようとする場合は、 活動計画書の「4. 加算措置」を記入します。

一部加算措置の廃止について【R6変更】

令和6年度、加算措置のうち「農村協働力の深化に向けた活動への支援」及び「組織の 広域化・体制強化への支援」が廃止されました。

なお、令和5年度に上記の加算措置を受けている組織は、経過措置が適用される場合が ありますので、詳しくは鹿屋市までお問い合わせください。

一部加算措置の追加について【R7拡充】

令和7年度、加算措置のうち「環境負荷低減の取組への支援」(通称:みどり加算) 及び「組織の体制強化に対する支援」(通称:活動支援班加算)を創設しました。

詳しくは、32~35ページを参照してください。

わかりやすさのため、加算措置の 4. 加算措置 - 覧を設けました。 「環境負荷低減の取組への支援」、 加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、本項<mark>「組織の体制強化に対する支援」が</mark> 追加となりました。 加算一覧 計画 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 →(30ページへ → (2) ^ 農村協働力の深化に向けた活動への支援 ^{→ (}31ページへ 水田の貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援 環境負荷低減の取組への支援 →別葉(6)へ 組織の体制強化に対する支援 → (32ページへ 組織の広域化・体制強化に対する支援 35ページへ

4. 加算措置 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(通称:増進加算)【R1拡充】

- 組織が多面的機能の増進を図る活動の活動項目を増加させる場合、資源向上支払(共 同)に単価の加算を行います。
- 新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の活動項目が必要です。

加算対象となる例

【加算対象となる例】

直近の活動計画 活動項目数O



新たな活動計画 活動項目数2以上

直近の活動計画 活動項目数1

新たな活動計画 活動項目数2以上 等

【加算対象とならない例】

直近の活動計画 活動項目数O



新たな活動計画 活動項目数1

直近の活動計画 活動項目数2



新たな活動計画 活動項目数2以下

加算措置の適用条件を確認して様式

に必要事項を記入してください。

等

(1) 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

★適用条件

活動を継続する組織 …(本事業計画の活動項目数)>(前年度又は変更前の活動項目数)

新規の組織 ・・・ 本事業計画の活動項目数2つ以上

活動を継続する組織のみ記入

多面的機能の増進を図る活動の活動項目

項目	Ţ	本事業計画の活動	前年度又は変更前の活動
52 遊休農地の有効活用	7	0	0
53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化	Π		
54 地域住民による直営施工	ı		
55 防災・減災力の強化	I		
56 農村環境保全活動の幅広い展開	7	0	0
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	П		
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	ī		
58-2 広域活動組織における活動支援班による活動の実施	ı	0	
58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	Ī	0	
59 都道府県、市町村が特に認める活動			

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
Ш	4,575a	300 円/10a	137,250円
畑	925a	180 円/10a	16,650円
草地	a	30 円/10a	円
合計	5,500a		153,900円

り捨て、整数で記入してくだ

※資源向上支払(共同)の交 に該当する場合は、本加算措 様に減額されます。

活動計画書の「3. 活動の計画 (2)2)多面的機能の増進を図 る活動」において、選択した取 組に「〇」を記入してください。 (パソコンで入力する場合は、 自動で記入されます。)

活動を継続中の組織は、前年 度又は変更前の取組に「〇」を 記入してください。

・加算を受ける対象農用地面積を 記入してください。(パソコンで入力 する場合、活動計画書の「1. 交付 金額(2)資源向上支払(共同)」で ※対象農用地面積とは、交付 なる農用地の面積のことです。 記入した面積が、自動で記入されま す。必要に応じて修正してくださ

> 対象農用地面積は、小数点以下 を切り捨て、整数で記入してください

【R7変更点】

・交付単価(加算単価)の欄には、 基礎単価が表示されています。

•交付単価(加算単価)は、条件に 応じて異なります。(パソコンで入力 する場合、活動計画書の「1. 交付 金額(2)資源向上支払(共同)」で 記入した条件に応じて、自動で計算 されます。手書きの場合は、36ペー ジに示す方法で算出してください。)

4. 加算措置 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

(通称:田んぼダム加算)【R3拡充】

• 「田んぼダム」(※)に以下の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同) に単価の加算を行います。

<加算措置の要件>

事業計画最終年度までに、資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと。

※ 「田んぼダム」とは

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組のことです。

流出を抑制する落水量調整装置の例







a 田んぼダム実施

(5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

★週用条件

①資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)を 推進する活動を行っていること。

②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける水田面積のうち 5割以上において、雨水貯留機能の強化 (田んぼダム)を推進する活動を行っていること。

(実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。)

a 実施期間

	開始年度	Ę	最終年度			
令和	7	年度	令和	11	年度	

※最終年度は、資源向上(共同)の活動終了年度と同じです。

b 実施計画

	年度		年次計画・実施体制等
令和	7	年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払(共同)対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和	8	年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和	9	年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和	10	年度	資源向上支払(共同)対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和	11	年度	資源向上支払 (共同) 対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの 加算額	実施面積の 割合	
田	10,000a	6,000a	300 円/10a	300,000円	60%	

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、本加算措置の交付単価も同様に減額されます。

(参考) 広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積		実施面積の	備考
		うち、実施面積	割合	
	a	a	0%	
	а	a	0%	
	а	a	0%	
	a	а	0%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

田んぽダム加算に取り組む初年度から、活動 組織の対象農用地面積のうち、田面積全体が 加算対象面積となります。(パソコンで入力する 場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向 上支払(共同)」で記入した面積が、自動で記 入されます。)

対象農用地面積は、小数点以下を切り捨て、 整数で記入してください。

【R7変更点】

- ・交付単価(加算単価)の欄には、基礎単価が 表示されています。
- ・交付単価(加算単価)は、条件に応じて異なります。(パソコンで入力する場合、活動計画書の「1. 交付金額(2)資源向上支払(共同)」で記入した条件に応じて、自動で計算されます。手書きの場合は、36ページに示す方法で算出してください。)

田んぼダム加算に取り組む場合、

活動計画書の「3. 活動の計画 (2)1)農村環境保全活動」のうち、テーマ「水田貯留機能増進・地下水かん養」

又は

活動計画書の「3. 活動の計画 (2)2)多面的機能の増進を図る活動」のうち、「55 防災・減災力の強化」

のいずれかを選択し、当該活動項目の中で田 んぼダムに取り組んでください。

4. 加算措置 環境負荷低減の取組への支援(通称:みどり加算)【R7拡充】

• 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組 と合わせて行う対象取組(※1)について、取組面積(※2)に対し、交付します。

<加算措置の要件>

- ① 対象取組について、各取組の要件(次ページ)を満たすこと(毎年度実施)。
- ② 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組と組み合わせて行うこと(毎年度実施)。
- ③ 取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回ること。

※1 対象取組

長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、 中干し延期、江の設置等 ※2 取組面積

交付対象面積は、取組を実施する面積(畦畔 及び法面面積を含めない)です。

同一ほ場で複数の取組を実施した場合も、受けられる加算は1つの取組分のみです。

(別葉)

(6)環境負荷低減の取組への支援

a 実施期間

開始年度			最終年度				
令和	7	年度	令和	11	年度		

※最終年度は、資源向上(共同)の活動終了年度と同じです。

「作物名」は水稲、麦、豆、いも、野菜、なたね等を記入してください。(パソコンで入力する場合、、プルダウン選択できます。)

b 実施時期

HARE	項目				化学肥料及び化 5割以上低減			
内容	Ę	[施時]	钥		作物名	栽	培時	期
長期中干し	6 月	~	7	月	水稲	4 月	~	9 月
冬期湛水	12 月	~	2	月	水稲	4 月	~	9 月
	月	}		月		月	}	月
	月	}		月		月	}	月
	月	~		月		月	>	月
	月	~		月		月	~	月
	月	~		月		月	}	月
	月	~		月		月	}	
	月	~		月		Ħ	}	月
	月	~	i	月		月	~	月
	月	~		月		月	>	月
	月	~		月		月	?	月

・「計画面積」は、畦畔、法面を含まない本地面積を、小数点以下を切り捨て、 整数で記入してください。

・「計画面積」は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を 下回らず、終了年度の取組面積が初年 度の取組面積を上回る必要があります。

C 活動の計画	<i>,</i>					,	•							
取組項目		1年目 計画面積 (畦畔除く)	2年目 計画面積 (畦畔除く)	3年目 計画面積 (畦畔除く)	4年目 計画面積 (畦畔除く)	5年目 計画面積 (畦畔除く)	交付!	単価	1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し		100a	101a	101a	101a	101a	800	円/10a	8,000円	8,080円	8,080円	8,080円	8,080円	
冬期温水		50a	50a	55a	60a	70a	4,000	円/ <i>10</i> a	20,000円	20,000円	22,000円	24,000円	28,000円	
夏期湛水	-	a	а	a	а	а	8,000	円/ <i>10a</i>	円	円	円	円	Ħ	
中干し延期		a	a	a	a	a	3,000	円/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作溝実施)		a	a	a	a	a	4,000	円/10a	円	円	円	円	Ħ	
江の設置等 (作溝未実施)		a	a	a	a	a	3,000	円/10a	H.	H	H.	Ħ	H	
合計		150a	151a	156a	161a	1/1a			28,000円	28,080円	30,080円	32,080円	36,080円	

- ※ 計画面積は、対象活動別(同一の対象活動であっても、単価毎)に、a未満を切り捨てた値を記載すること。
- ※ 計画面積は、取組ごとに、2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る必要があります。
- ※ 資源向上支払(共同)の活動期間の途中からみどり加算に取り組む場合は、当該活動期間中の実施計画のみを記入します。

d 活動実施区域位置図

別添4「環境負荷低減の取組実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に環境負荷低減の取組実施区域を記載している場合、別添4は省略できます。

e (特定事業実施者のみ)添付書類

特定事業実施者の場合であって、

農業者の組織する団体の場合、規約など令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

一定の要件を満たす農業者の場合、一定の要件を満たし令和6年度に環境保全型農業直接支払交付金の交付を受けていたことが分かる書類

環境負荷低減の取組の取組要件(増進活動※1、みどり加算共通)

※1 多面的機能の増進を図る活動の

i: 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

<取組要件>

以下の取組から1つ以上を選択して実施します。ただし、<u>「多面的機能の増進を図る活動」として実施する場合、5割低減の取組と組み合わせての実施及び長期中干しにおける溝切りの実施の要</u>件は適用しないものとする。

〇長期中干し

- ① 栽培する主作物が水稲であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日以上の中干しを実施すること。

〇冬期湛水

- ① 栽培する主作物が水稲であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金において、水稲以外を対象として取組実績がある場合はこの限りではない。
- ② 2ヶ月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 鹿屋市等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資する ものとしてその実施に関して鹿屋市長の承認等を得た取組であること。なお、鹿屋市等が作成す る計画については、以下の内容の記載がされているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する鹿屋市等の基本的考え方が記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として冬期湛水が位置付けられていること。

○夏期湛水

- ① 栽培する主作物が野菜、大麦、なたね等であること。
- ② 転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ③ 6月下旬~9月上旬の期間内に2ヶ月以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ④ 湛水期間中の開放水面を維持するため深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ⑤ 鹿屋市等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資する ものとしてその実施に関して鹿屋市長の承認等を得た取組であること。なお、鹿屋市等が作成す る計画については、以下の内容の記載されているものとする。
 - a 生物多様性保全に関する鹿屋市等の基本的考えが記載されていること。
 - b 生物多様性保全の取組を推進するための方策として夏期湛水が位置付けられていること。

〇中干し延期

- ① 栽培する主作物が水稲であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1ヶ月程度延期又は中止し、慣行の水稲栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理及び畔の点検・補修を実施すること。

〇江の設置等

- 栽培する主作物が水稲であること。
- ② 10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は、取組面積(a(※1a未満切り捨て))=設置した長さ(m)として取組面積を調整すること。江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm」とする。
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から、8月中旬までとする。
- ④ 湛水等の期間中、江に除草剤を使用しないこと。
- ⑤ 魚類等の希少種が水田内で保護されるよう、適切に管理すること。
- ※魚類保護をする場合は、以下の①・⑤の要件を全て満たせばよいものとする。
- ※R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた都道 府県においては、江の設置等(作溝未実施)として当該取組を実施することを可能とします。

参考:5割低減の取組(みどり加算)

【5割低減の取組とは】

主作物について、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行レベルから原則として5割以上低減 ※1 する取組です。

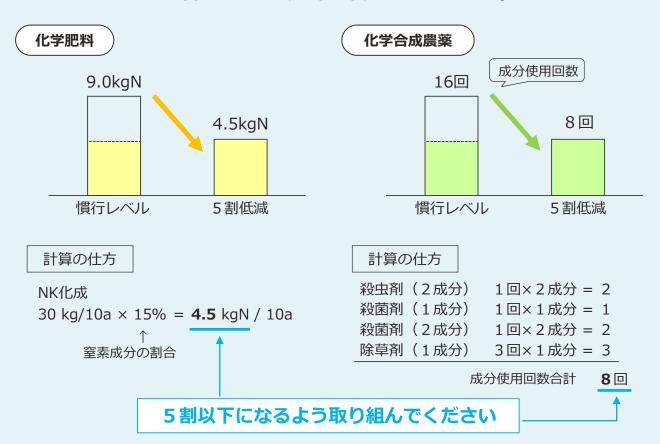
※1 化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例の設定がされている場合はその低減割合となります。詳細については鹿児島県、鹿屋市にお問い合わせください。

【算定の仕方】

低減割合の比較に用いる慣行レベル *2 は、個々の農業者の現行の施用量ではなく、県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。 化学肥料は窒素成分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

※2 「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、県が定めた地域の慣行レベルなどを基に、県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定したものです。 詳細については、鹿児島県、鹿屋市にお問い合わせください。

~ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方 ~



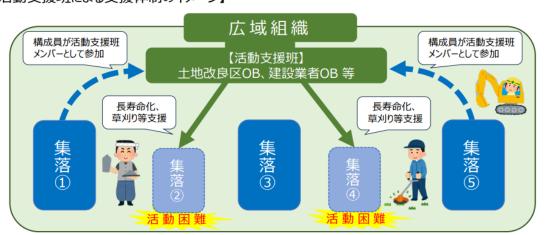
4. 加算措置 組織の体制強化に対する支援(通称:活動支援班加算)【R7拡充】

• 広域活動組織を設立し、活動支援班(※)を設置する場合、40万円/広域活動組織を 交付します。

※「活動支援班」とは

広域活動組織において、複数の集落をまたいで共同活動を行う班のことです。 活動支援班は、複数の活動組織の構成員で構成します。

【活動支援班による支援体制のイメージ】



(3)組織の体制強化に対する支援

区分		交付	 年度	交付額	
広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	令和	9	年度	400,000 円/広域活動組織	

広域活動組織の設立及び活動支援班の 設置を行う年度を記入してください。 交付は記入した年度の1年限りです。

交付額の算定方法 ②資源向上支払交付金(共同)への加算単価

【加算単価】

単位:円/10a

田んぽダム加算 増進加算 詳細は30ページ 詳細は31ページ 地目 (1) **3** =(1)*0.75 =3*0.75 \blacksquare 400 300 400 300 畑※1 240 180 草地※2 40 30

- ②、④:農地·水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上支払交付金(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、①、③に0.75を乗じた額を加算単価とする。
- ①、②: 増進加算の適用期間は、加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。
- ③、④:要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。
- ※1 畑には樹園地を含みます。
- ※2 草地は、牧草専用地及び採草放牧地を指します。

 取組	みどり加算 詳細は33ページ ⑤
長期中干し	800
冬期湛水	4,000
夏期湛水	8,000
中干し延期	3,000
江の設置等	4 000

単位:円/10a

4,000

3,000

⑤:5年間以上実施した農用地は、⑤に0.75を 乗じた額を加算単価とする。(実質、令和12 年度以降の適用となります。)

(作溝実施)

江の設置等

(作溝未実施)

【交付額の算出方法】

(1) (増進加算の例)資源向上支払交付金(共同)の対象農用地面積に、地目別の交付 単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a、畑:4,999.6a

〇 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て) 畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

〇 増進加算の交付額の算出

田:5,000a×400 円/10a= 200,000 円 畑:4,999a×240 円/10a= 119,976 円

計: 319,976円

(2) (みどり加算の例)資源向上支払交付金(共同)みどり加算の対象農用地面積(畦畔及び法面面積を含めない)に、取組別の交付単価を乗じて算出します。なお、毎年度の交付額は、当該年度の取組面積(実績)に対して支払われます。

(算定例)

対象農用地面積 長期中干し:5,000.4a、冬期湛水:4,999.6a

〇 対象農用地面積の端数処理

長期中干し:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て) 冬期湛水 :4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

〇 みどり加算の交付額の算出

長期中干し:5,000a×800 円/10a= 400,000 円 冬期湛水 :4,999a×4,000 円/10a= 1,999,600 円

計: 2,399,600円

6 (該当する場合)工事に関する確認書の締結

 土地改良区等(鹿屋市を除く)が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う場合は、 当該所有者又は管理者と「工事に関する確認書」(様式第1-5号)を交わし、事業計 画書と併せて鹿屋市長に提出する必要があります。

(様式第1-5号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

農林水産省様式

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第5の5の(1)のエに基づき、○○活動組織(以下「活動組織」という。)と○○土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、○○に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

土地改良区等との協議内容に応じて、記載してください。

記

(活動の対象となる施設及び内容)

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のIに定めるとおりとする。
 - 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

(工事の施行に関する条件)

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
 - 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、 土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工 作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類 の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものと する。
 - 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について 土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議 し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土 地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(その他)

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協 議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名の上、それぞれ1通を保有するものとする。

○○年○○月○○日

○○地域資源保全会○○県△△市○町○-○-○

代表 0000

○○土地改良区

住 所

理事長 ○○○○

農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています(道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため)。

ただし、鹿屋市道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能な場合がありますので、鹿屋市と協議の上、調整を了したものについて、活動の対象とします。

7 (該当する場合)長寿命化整備計画書の作成

• 工事1件当たり200万円以上の工事を実施する場合、該当する工事について、「長寿 命化整備計画」(様式第1-4号)を作成し、鹿屋市の認定を受ける必要があります。

(様式第1-4号) 【活動組織から市町村に提出するもの】 工事1件当たり200万円以上の工事がある場合、 該当する工事については「長寿命化整備計画書」 の作成が必要です。

組織名: ○○地域資源保全会

長寿命化整備計画書

〈留意事項〉

活動計画書の資源向上支払(長寿命化)において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな活動について、下記に記載してください。

なお、1つの活動を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料(積算根拠や見積書)を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置 年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたり の概算事業費	備考
1	○○用水路	不明	_	土水路 幅○○mm	水路法面の崩壊や土砂の堆積に より通水機能が喪失。清掃や泥 上げなどの日常管理が困難であ る。		0.10km	令和4年度	280万円	
2	○○用水路	昭和41 年		コンクリート水路 幅〇〇mm	の倒壊かあり、水路の一部以間	シーリング材等を塗布してひび 割れを被覆する。	0.02km	令和4年度	230万円	
3	○○揚水機	昭50年 代	-	幅 〇〇mm	経年変化による戸当たり金物の 腐食及び水密ゴムの劣化がみら れる。	補修材及び塗料を塗布。 水密ゴムを交換。	0.01km	令和5年度	210万円	

- ※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。
- ※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

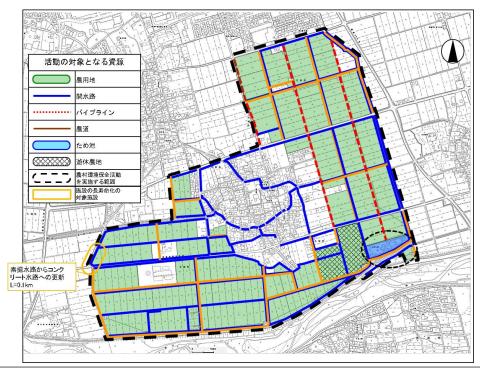
「改修年度」は、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

「概算事業費」は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



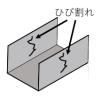
長寿命化に係る工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

<u>パターン①</u> 異なる路線別に補修工事を一括で発注(450万円)



A.水路破損部 補修工事 (150万円)



B.水路ひび割れ 補修工事 (110万円)



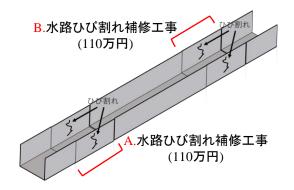
C.フリューム 交換 (190万円)



【工事1件の考え方】 A,B,Cそれぞれ工事1件 としてカウントする。

【長寿命化整備計画書 の作成】 A,B,Cとも作成不要。

パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事を一括で発注(220万円)





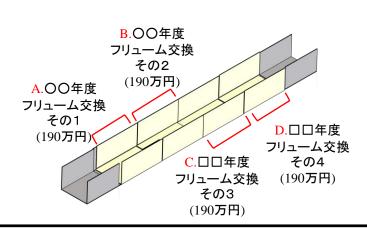
【工事1件の考え方】 工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。 よってA.Bそれぞれ工事 1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書 の作成】 A,Bとも作成不要。

長寿命化整備計画書の作成が必要な場合

※ 原則、200万円以上の工事は、 他事業による実施を検討すること

パターン③ 同一路線で水路の補修工事を年度ごとに分割して発注(760万円)



【工事1件の考え方】 連続しているA,B,C,Dは、<u>4つま</u> <u>とめて工事1件(A+B+C+D)</u>とし

てカウントする。



【長寿命化整備計画書の作成】 上記の考え方から作成が必要。 ただし、1件当たり2百万円以上 の工事を実施したい場合は、ま ずは他事業による実施を検討す ること。

※イメージ図は、水路の補修工事の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

8 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)【R7追加】

- 令和7年度から、全ての活動組織が環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)のチェックシートに取り組む必要があります。
- チェックシート(様式第1-11号)は、事業計画の認定申請時に 「申請時(します)」の欄にチェックを入れ、

事業計画書と併せて鹿屋市長に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

多面 クロスコンプライアンス



THE THEORY OF TH

申請時(します)の欄にチェックします。

(様式第1-11号)

農林水産省様式 申請時記入日: 令和7年4月 報告時記入日: 年 月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) チェックシート

組織名: 〇〇地域資源保全会

	(1)適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
1	「環境負荷低減の取組への支援」 (※1) の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	0	•	0
2	「環境負荷低減の取組への支援」 (※1) の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める		8	

	(2)適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時(しました)
1 -	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆 除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	0	Ø	
	「環境負荷低減の取組への支援」 (※1) の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	0	V	0

	(3)エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時(しました)
(5)	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	2		
6	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネ ルギー消費をしないよう努める			

	(4)悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
	全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く)	特定事業実施者のみ		
~	除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環 境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪 臭・害虫の発生防止・低減に努める		Ø	

	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)	
	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者				
8	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		Ø		

	(6)生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
Г	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場			
(合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める		•	0
Q	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	0	ø	0

	(7) 環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時(しました)
Û	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		2	
12	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守		Ø	
(13)	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	Ø	0	0
<u>(14)</u>	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める		2	0

- 注1 申請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は 実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。
- 注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない ロ)」にチェックしてください。この場合、 当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
- ※1 多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をいう。
- ※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

9 総会の開催

• 多面的機能支払交付金の実施に関する事項は、活動組織の規約に基づき、総会で決定し、 議決事項は活動組織の構成員全員に周知する必要があります。

別記6-1 活動組織規約(例)に示す総会の開催

【設立総会】

はじめに設立総会を開催し、作成した規約(案)、役員(案)、事業計画(案)等の活動組織の設立、活動に関する事項を議題として審議し、議決を得る必要があります。

【通常総会】

通常総会は、毎年度1回以上開催する必要があります。

【臨時総会】

通常総会のほかに、次に掲げる場合に開催する臨時総会があります。

- 構成員現在数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- その他代表が必要と認めたとき。

いずれの総会も、構成員現在数の過半数の出席(委任状を含む)がなければ成立しません。

総会開催から議決までの流れ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、総会の審議事項、開催日、開催方法(対面、書面、オンライン等)等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等の活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2)総会の招集を行います。招集に当たっては、規約で定める日までに(規約例では、開催の7日前まで)、書面にて会議の日時、場所、オンライン開催の場合は、招待D等の案内方法、目的、審議事項を構成員に通知します。
- 3)総会は、構成員現在数の過半数の出席をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。 なお、出席は委任状をもって代えることができます。 議事は、出席した構成員の過半数(特別議決事項にあっては3分の2以上)で決します。
- 議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行ってください。 4)活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会後速やかに、規約で定める方法に
- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、総会閉会後速やかに、規約で定める方法により(規約例では、総会で決定した事項を記載した書面を作成して、その写しを構成員全員に配布する)構成員全員に確実に周知します。

総会の開催、議決に当たっての留意点

- ・総会は、規約に基づいて行います。規約制定時に構成員で話し合い、総会の議決方法等について地域の事情に応じて適切に定めてください。
- ・採決に当たっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握 し、議決の可否を確認してください。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録してください。
- ・総会を欠席された方へも、記録を書面配布するなどにより、総会の議決事項の周知を行ってください。
- 総会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料ともなりますので、適切に記録し、5年間保管してください。

II 事業計画の認定

1 事業計画の認定の申請

- 構成員の合意形成を行った以下の書類を鹿屋市に提出します。その他、鹿屋市における審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。
- 提出期日は、活動を開始しようとする年度の6月30日まで(※)です。
- ・ 鹿屋市における審査後、事業計画が認定されると、鹿屋市長から事業計画の認定通知書が送付されます。
- ※ 特別な事情がある場合、鹿屋市長が県知事を通じて、九州農政局等に対して届出を行ったときには、 当該年度の10月31日まで。

鹿屋市への提 (提出資料は鹿屋市にお問	—
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
 事業計画書 □ 様式第1-1号 □ 様式第1-2号 ★ 活動計画書 □ 様式第1-3号 □ 別添1 実施区域位置図 □ 別添2 構成員一覧 □ 別紙1 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式) 	◆ (該当する場合)長寿命化整備計画書 □ 様式第1-4号 ◆ (該当する場合)工事に関する確認書 □ 様式第1-5号
◆ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどり チェック)チェックシート【R7追加】 □ 様式第1-11号	
◆ 規約	

活性化計画の作成による提出書類の省略【R5拡充】

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律 第48号)第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付 書類として様式第1-1号から様式第1-5号までを、対象組織が既に鹿屋市に提出して いるときは、これらの提出を省略できます。

2 事業計画の変更

- 鹿屋市長から認定を受けた事業計画や活動計画等に変更が生じた場合は、変更の内容に応じて、以下の①又は②の手続が必要です。その際も、事前に構成員の合意形成を行ってください。
- ①の場合、鹿屋市における審査後、変更した事業計画が認定されると、鹿屋市長から事業計画の認定通知書が送付されます。

	① 認定された事業計画の変更の申請	② 認定された事業計画の変更の届出
変更内容	・保全管理する対象農用地面積の変更・保全管理する対象施設の変更・対象組織の変更(※1)・活動の追加、中止又は廃止(※2)・活動期間の延長	左記以外の変更
	※1 組織をNPO法人化した場合も該当。※2 単価に変更がある場合を含む。	(例) ・役員の交代、構成員の変更 ・遊休農地を一部解消した場合 ・保全管理する施設の延長又は路線の 増減等 ・環境負荷低減のクロスコンプライアン ス(みどりチェック)チェックシートの提 出(R7が活動期間途中の組織のみ)、 変更
変更の申請 又は 届出の時期	変更が生じたとき	変更があった年度の実施状況の報告 時又は 翌年度の交付申請時 のいずれか早い期日
提出書類	変更があった事業計画書、活動計画書等	変更があった事業計画書、活動計画書等

長寿命化整備計画書の認定、変更手続について

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、事業計画の変更(対象農用地面積や対象施設の変更等)の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を鹿屋市長に提出し、その審査・認定を受けます。

また、以下に該当しない変更の場合は、鹿屋市長への届出を行います。

- ☑ 工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- ✓ 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

Ш

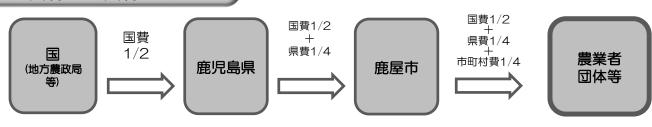
交付金及び概算払いの申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとすると きは、毎年度、鹿屋市長へ申請を行います。

1 交付金の交付申請

- 毎年度、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を鹿屋市長に提出します。 (※申請は、県からの交付決定通知後、別途、連絡します。)
- 農地整備課における審査後、鹿屋市長から交付金の交付決定通知が送付されます。

交付金の交付ルート



交付申請時の留意点

- 1. 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付して下さい。
- 2. 振込先が複数ある場合は、振込口座・口座名義様式をコピーして記載し、提出して下さい。 ※振込先の口座内容に変更がない場合、提出不要です。

2 概算払いの請求

- 交付決定の通知がなされた後、交付金の概算払い(前払い)を受けようとするときは、概算払い請求書を鹿屋市長に提出します。
- 農地整備課における審査後、鹿屋市長から概算払い決定通知書等が送付され、交付金が支払われます。

交付申請書、概算払請求書は、鹿屋市が定める様式を使用してください。

IV活動の実施、記録

交付を受けた交付金を活用し、認定を受けた事業計画及び活動計画に基づ いて活動を実施します。

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

活動の実施

- 活動計画書に位置付けた活動は、研修を除き、毎年度実施する必要があります。
- 活動計画書に位置付けた全ての活動について、活動を実施したら、その内容を活動記録に 記録する必要があります。(詳細は次ページ)
- 活動の実施に当たっては、農林水産省ウェブサイトに掲載している以下の資料も参考にし てください。

<活動の解説>

多面的機能支払交付金の各活動について、項目ごとに活動 のねらい、内容、配慮事項等を具体的に解説しています。

く共同活動の安全のしおり>

毎年度、多面的機能支払交付金の活動中に転倒・転落、草 刈り機等との接触、飛び石、熱中症等の事故が発生していま す。活動前にしおりを用いて安全確認を行い、事故の発生を 防止しましょう。

<直営施工のすすめ>

直営施工のメリット、実施手順等を解説しています。

く環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) 解説書>

環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェッ ク) のチェックシートの取組の内容、実施手順等を解説して います。

く取組事例集>

全国の取組事例を掲載しています。

く円滑な組織運営のためのポイント>

活動組織が組織を円滑に運営していくためのポイントを解 説しています。

各資料は、一部(※)を除き、農林水産省の多面的 機能支払交付金のウェブサイトに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.htm

「円滑な組織運営のためのポイント」は市町村から配布され たものを確認してください。1

多面的機能支払交付金





2 活動の記録

- 活動計画書に位置付けた全ての活動について、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動を実施したら、活動実施日、参加人数、内容等を活動記録に記録する必要があります。
- 鹿屋市は、活動記録の内容を基に、活動要件の適否の確認・指導等を行います。記載漏れがないよう留意してください。

様式の経過措置等について(令和7年度改正の実施要領附則3及び4) 【R7変更】

令和6年度までに事業計画の認定を受けた活動組織は、従来の活動計画書等の様式をそのまま使ってもかまいません。

また、鹿屋市長及び鹿児島県知事が九州農政局長等と協議し同意が得られた活動記録の 独自様式についても使用可能です。

機能診断結果の記録について

資源向上活動(共同・長寿命化)においては、機能診断の結果を踏まえて必要と判断 したものについて、実践活動や長寿命化工事を行います。このため、

- ・機能診断の結果
- ・機能診断結果を踏まえた実践活動の優先順位や具体的な対応方針

等については、記録を残し、構成員の間で認識を共有する等が重要です。

機能診断の記録方法については、前ページに掲載している「活動の解説」を参照してください。

民間の事務支援システムの活用について

事務効率化のため、作業内容の記録、交付金の収支、申請・報告様式等の作成に当たり、 民間の事務支援システムを活用している例があります。

詳しくは、鹿屋市等にお問合せください。

(様式第1-6号)

活動記録の作成方法(パソコン入力の場合)

金銭の支出の有無に関わらず、活動計画に位置付け た活動を行った場合には、それらの全てを本様式に記 載してください。

また、活動の取りまとめ等の事務処理や打合せ等も記 入してください。

- ・日付順に自動で並び変わるよう設定しています。
- ・「活動時間」は、休憩時間を含まない実動時間を30分 単位で記入(プルダウンリスト、「0.5」等直接入力も可 能)してください。

【R7変更点】

これまで求めていた「開始時刻」の記入は不要としまし

【R7変更点】

【活動組織から市町村に提出するもの】

7 年度 多面的機能支払交付金

- ★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。
- ★「活動項目番号」欄(は、実施要領別配1-2の国が定める活動指針における活動項目の番号及び て追加された活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入し 同一日に複数の汚動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左結めで一行に記入してく

さい。	度数の治別で											,	•	
活動実施日及	及び活動時間	37	5動参加人	数							活動内容		様式欄外	・(参考)
日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数	活動項目番号(左詰め)					支払区分	活動項目	備考(具体的な活動内容を記入)	画業施工した 場合は〇	活動支援等に よる活動の場 合は○
4/1	1時間	1人		1人	200					-	200 事務処理	活動のお知らせ作成		
4/1	3時間	5人	2 \	7人	2	28	34			農地維持, 共同,共同	2 年度活動計画の策定,28 年度活動計画の策定,34 生 物多様性保全計画の策定			
4/5	3時間	4人	2人	6人	1	24				農地維持, 共同	1 点検,24 農用地の機能診 断	点検、機能診断(農用地)		
4/15	2.5時間	5人	2人	7人	300					-	300 会議	役員会	i	
7/1	2時間	3人	2人	5人	5	7	10			農地維持, 農地維持, 農地維持	5 畦畔・法面・防風林の草 刈り,7 水路の草刈り,10 景 道の草刈り	○○水路、○○農道、○○農道の草 刈り		0
7/11	2時間	5人		5人	5	7	10			農地維持, 農地維持, 農地維持	5 畦畔・法面・防風林の草 刈り,7 水路の草刈り,10 展 道の草刈り	活動支援班による、〇〇の草刈り		
8/12	2時間	5人	30人	35人	17					農地維持	17 農業者の検討会の開催	非農業者との連携強化のための検討 会		
10/15	2時間	3人	2人	5人	45					共同	45 福栽等の景観形成活動 (景観形成・生活環境保 全)	○○の植栽		
11/2	3.5時間	3人	2人	5人	61					長寿命化	61 水路の補修	○○水路の補修	0	0
3/1	1.5時間	3人	2人	5人	62					長寿命化	62 水路の更新等	〇〇水路の更新(外注、現場立会)		
3/29					200					-	200 事務処理	年間の事務作業は、事務作業日報の とおり。		
3/29	1時間	5人	15人	20人	300					-	300 会議	総会		
							1						1	

この線より上に行を挿入してください。

様式欄外(参考) 活動に参加した最大人 活動に参加した延べ人

農業者	農業者以 外	合計
5人	30人	35人
41人	59人	100人

自動で計算されます。

- ・「活動項目番号」は、活動計画に 位置付けた活動項目から、実施し た活動内容に応じてプルダウン選 択してください。
- ・プルダウンリストは、「活動計画 書」で「○」を記入したもののみを 選択できるよう設定しています。
- 事務処理や会議等は以下の番号 を選択してください。 「事務処理」 → 200番

「会議、打合せ」→ 300番

備考欄には、地域での活動 内容を「何を、どのように、ど れだけ行ったか」具体的に記 入します。

活動記録の作成方法(手書きの場合)

金銭の支出の有無に関わらず、活動計画に位置付けた活動を行った場合には、それらの全てを本様式に記載してください。

また、活動の取りまとめ等の事務処理や打合せ等も記入してください。

・「活動時間」は、休憩時間を含まない実動時間を30分単位で記入してください。

(様式第1-6号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

これまで

【R7変更点】

これまで求めていた「開始時刻」の記入は不要としました。

- ★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。
- ★「活動項目番号」欄(は、実施要領別配1-2の国が定める活動指針における活動項目の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要網基本方針において追加された活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は2○○番、会議等は3○○番を記入します。 同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してくだ

7 年度 多面的機能支払交付金

活動実施日	及び活動時間	37	5動参加人	数							活動内容		様式欄外	ト (参考)
日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数	;	活動項	目番目	号(左	詰め)	支払区分	活動項目	備考(具体的な活動内容を記入)	運営施工した 場合は〇	活動支援所に よる活動の場 合は〇
4/1	1時間	1人		1人	200					-	200 事務処理	活動のお知らせ作成	i	
4/1	3時間	5人	¾	7人	2	28	34			農地維持, 共同,共同	2 年度活動計画の策定,28 年度活動計画の策定,34 生 物多様性保全計画の策定	年度計画の作成		
4/5	3時間	4人	2人	6人	1	24				農地維持, 共同	1 点検,24 農用地の機能診 断	点検、機能診断(農用地)		
4/15	2.5時間	5人	2人	7人	300					-	300 会議	役員会	i .	
7/1	2時間	3人	2人	5人	5	7	10			農地維持, 農地維持, 農地維持	5 畦畔・法面・防風林の草 刈り,7 水路の草刈り,10 展 道の草刈り	○○水路、○○農道、○○農道の草 刈り		0
7/11	2時間	5人		5人	5	7	10			農地維持, 農地維持, 農地維持	5 畦畔・法面・防風林の草 刈り,7 水路の草刈り,10 展 道の草刈り	活動支援班による、〇〇の草刈り		
8/12	2時間	5人	30人	35人	17					農地維持	17 農業者の検討会の開催	非農業者との連携強化のための検討会		
10/15	2時間	3人	2人	5人	45					共同	45 植栽等の景観形成活動 (景観形成・生活環境保 全)	○○の植栽		
11/2	3.5時間	3人	2人	5人	61					長寿命化	61 水路の補修	○○水路の補修	0	0
3/1	1.5時間	3人	2人	5人	62					長寿命化	62 水路の更新等	○○水路の更新(外注、現場立会)		
3/29					200					-	200 事務処理	年間の事務作業は、事務作業日報のとおり。	i	
3/29	1時間	5人	15人	20人	300					-	300 会議	総会		
							1				A	·	1	

この線より上に行を挿入してください。

様式欄外 (参考)	Æ
活動に参加した最大人	
数 活動に参加した延く人	

農業者	農業者以 外	合計
5人	30人	35人
41人	59人	100人

「最大人数」の欄は、「活動参加人数」欄の「農業者」、「農業者以外」 それぞれについて年間最大の人数を選び、その合計を記入してください。

「延べ人数」の欄には、「農業者」、 「農業者以外」のそれぞれの合計 人数を記入してください。

- ・「活動項目番号」は、活動計画に 位置付けた活動項目から、実施し た活動内容に応じて記入してくださ
- ・事務処理や会議等は以下の番号を選択してください。

「事務処理」 → 200番 「会議、打合せ」→ 300番 備考欄には、地域での活動 内容を「何を、どのように、ど れだけ行ったか」具体的に記 入します。

・「活動内容」の「支払区分」及び「活動項目」は、簡略に記入する又は記入を省略しても構いません。

活動記録の記入例① 事務作業の記録方法

(例)作業日ごとに記入する場合

	施日及び 動時間		活動参加。			注制頂	i口釆与	引左	! ±₩\		活動内容	備考(具体的な活動内容を記入)
日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数		活動項目番号			י(כאםם	支払区分	活動項目	開名(共体的な石動的合で配入)
4/1	1 時間	1人		1人	200	200				-	200 事務処理	活動のお知らせ作成

(例)まとめて記入する場合(別途事務作業日報等を整理している場合に限ります。)

	€施日及び 動時間		活動参加。			活動頂	5円来5	⊒ (左:	i±*トト\		活動内容	備考(具体的な活動内容を記入)
日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数		活動項目番号(左詰め)				支払区分	活動項目	開名(共体的な石動的合で配入)
3/15				1人	200					-		年間の事務作業は、事務 作業日報のとおり。

活動記録の記入例② 草刈り等複数日実施する活動の記録方法

(例)作業日ごとに記入する場合

活動実	た日 施日及び 動時間		活動参加。								活動内容	
日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数		活動項	目番目	子(左	詰め)	支払区分	活動項目	備考(具体的な活動内容を記入)
7/1	2時間	3人	2人	5人	5	7					5 畦畔・法面・防風林の 草刈り,7 水路の草刈り	○○水路の草刈り
7/3	2.5時間	3人		3人	5	7					5 畦畔・法面・防風林の 草刈り,7 水路の草刈り	○○水路の草刈り
7/10	2時間	4人	2人	6人	10					農地維持,	10 農道の草刈り	○○農道、○○農道の草 刈り

(例)まとめて記入する場合(別途作業日報等を整理している場合に限ります。)

	施日及び 動時間		活動参加。	人数		活動項	5円来5	⊒ (/ =	≛ ₩\		活動内容	 - 備考(具体的な活動内容を記入)
日付	活動時間	農業 者	農業者 以外	総参加 人数		心到步	(DH-	э (Æi	(לאם	支払区分	活動項目	が開考(呉仲町は位勤的合金記入)
8/20	6時間	8人	4人	12人	5	7	10			農地維持農	5 畦畔・法面・防風林の 草刈り 7 水路の草刈り	8/20~8/25 草刈り (活動時間と参加人数は 延べ数)。詳細は作業日 報のとおり。

活動記録の記入例③ 直営施工、活動支援班による活動の記録方法

(例)備考欄に明記する場合

•	10 2 / 10113												
		施日及び 動時間		活動参加。	人数		注制证	目番号	⊒ (±	±₩)		活動内容	備考(具体的な活動内容を記入)
	日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数		心到埗	ч рш-	っ (左i	(כשםו	支払区分	活動項目	7個名(共体的な位勤的合金配入)
	7/3	2時間	3人		3人	5	7	10			農地維持,	10 31 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	活動支援班による〇〇水 路の草刈り
	11/2	3.5時間	3人	2人	5人	61					長寿命化	61 水路の補修	○○水路のひび割れ補修 (直営施工)

(例)様式欄外(参考)を活用する場合

	施日及び 動時間		活動参加	人数							活動内容		様式欄 考	
日付	活動時間	農業者	農業者以外	総参加人数	λį	活動項目番号(左詰め)			支払区分	活動項目	備考(具体的な活動内容を記 入)	直営施 工した 場合は	活動支 援班に よる活 動の場 合は()	
7/3	2時間	3人		3人	5	7	10			農地維持,	5 畦畔・法面・防風林 の草刈り,7 水路の草刈 り,10 農道の草刈り	〇〇水路の草刈り		0
11/2	3.5時間	3人	2人	5人	61					長寿命化	61 水路の補修	○○水路のひび割れ補 修	0	0

活動記録の記入例④ 「58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の記入例

(例)長期中干しの場合

	施日及び 助時間		活動参加。			活動項	5円来5	2 (七:	± ぬ)		活動内容	備考(具体的な活動内容を記入)
日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数		/口到/5	ч п ш-	5 (Æ	ים (עט	支払区分	活動項目	開告(共体的な石動的音で配入)
0/0	2時間	1人		1人	58- 3							溝切り〇本(本/10a) 実施
0/0		1人		1人	58- 3						58-3 水管理を通じた環境 負荷低減活動の強化	中干し(〇月〇日~〇 月〇日、〇日間)

(例)冬期湛水、夏期湛水の場合

	施日及び 動時間		活動参加。			注制语	i口来早	2 (七	± * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		活動内容	備考(具体的な活動内容を記入)
日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数		活動項目番号(左詰め)				支払区分	活動項目	
0/0	2時間	2人		2人	58- 3					共同	58-3 水管理を通じた環境 負荷低減活動の強化	湛水ほ場の畔塗り
0/0	0.5時間	2人		2人	58- 3					共同	58-3 水管理を通じた環境 負荷低減活動の強化	湛水ほ場の見回り、水 位管理(湛水期間:12 月5日~2月10日。)
0/0	0.5時間	2人		2人	58- 3							湛水ほ場の見回り、水 位管理

(例)中干し延期の場合

`	17 3 / 1	. • ~ .,,		~ —										
		活動実施日及び 活動時間 活動参加人数 活動項目番号 (左詰め)			活動内容	備考(具体的な活動内容を記入)								
	日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数		/口到/5	ч п ш-	э (Д.	(כטםנ		支払区分	活動項目	
	0/0		2人		2人	58- 3						共同	58-3 水管理を通じた環境 負荷低減活動の強化	中干レ(〇月〇日〜〇 月〇日)(慣行的な中 干し開始時期:〇月〇 日)

(例)江の設置の場合

1	יביל / נימו	の以回り	ノークリ											
		施日及び 助時間		活動参加。			活動項目番号(左詰め) -					活動内容	 -備考(具体的な活動内容を記入) -	
	日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数							支払区分	活動項目	1個名(具体的な冶製的合を記入)
	0/0	2時間	2人		2人	58- 3							58-3 水管理を通じた環境 負荷低滅活動の強化	江の設置(補修)((江の形状:長さOm、水面幅Ocm、深さOcm)深みの設置(底面からの深さOcm、O箇所)
	0/0		2人		2人	58- 3						共同	 58-3 水管理を通じた環境 負荷低減活動の強化 	江の設置期間(湛水期間: 〇月〇日~〇月〇日)

活動記録の記入例④ 「田んぼダム加算」の整理について

「田んぼダム加算」を受ける場合、活動計画書の

- 「3. (2)1)農村環境保全活動」のうち、テーマ「水田貯留機能増進・地下水かん養」 又は
- 「3. (2)2)多面的機能の増進を図る活動」のうち、「55 防災・減災力の強化」のいずれかを選択し、当該活動項目の中で田んぼダムに取り組んでください。

活動記録においては、選択した活動項目番号を用いて行った活動内容を記入してください。

(例)「農村環境保全活動」で田んぼダムに取り組む場合

	施日及び 動時間		活動参加。			活動項目番号(左詰め)			活動内容	備考(具体的な活動内容を記入)		
日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数		加到块口田*	5 (Æ	(כטםי		支払区分	活動項目	
4/5	2時間	5人	3人	8人	37					共同	 37 水田貯留計画、地下水 かん養計画の策定	年度計画の策定
4/20	2時間	100 人	10人	110人	48					共同	48 水田の貯留機能 向上活動(水田貯留 機能増進・地下水か ん養)	田んぼダム説明会、堰板の設置

(例)「多面的機能の増進を図る活動」で田んぼダムに取り組む場合

	施日及び 動時間		活動参加。			活動項目番号 (左詰め) -		活動内容		備考(具体的な活動内容を記入)		
日付	活動時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数	•			支払区分	活動項目	開告(共体的な石動的合で配入)		
4/20	2時間	100 人	10人	110人	55					HT =	55 防災・減災力の 強化	田んぼダム説明会、堰 板の設置

活動記録の記入例⑤ 「みどり加算」の整理について

「みどり加算」を受ける場合、「生産記録」(参考様式)に活動内容を記入してください。 詳細は、次ページを参照してください。

「みどり加算」の活動の記録について【R7拡充】

- 対象取組の実施時期、肥料や農薬の使用記録を整理した生産記録を作成する必要があり ます。
- 必要に応じて、実施状況がわかる写真を撮影し、整理します。詳細は、鹿屋市に確認し てください。

(参考様式)生産記録

●対象活動:長期中干し

組織名	00
氏 名	00

ほ場名	実施面積(a)※	作物名(5割低減)	備考
100-1	100a	水稲	

1. 対象活動

実施時期	溝切り実施日	満切り本数(本/10a)	備考
令和○年○月○日~令和○年○月○日	令和○年○月○日	2	

⁽注1)中干しは生育中期に14日以上実施すること。

2. 使用肥料(5割低減の取組)

資材等の名称	化学肥料 窒素成分 の割合(%)	使用量(kg/10a)	【5割低減】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	【慣行レベル】 化学肥料 窒素成分 (kgN/10a)	使用時期	備考
○○500(基肥)	15	20	3		令和○年○月○日	
合計			3	8		

⁽注1)化学肥料のほか、指定混合肥料、混合堆肥複合肥料、混合汚泥複合肥料等などの化学肥料窒素成分を含む肥料を施用する場合は全て記載すること。 (注2)適宜、行を追加して記入すること。

3. 使用農薬(5割低減の取組)

農薬名 (商品名、剤型)	用途	【5割低減】 節減対象農薬 成分回数	【慣行レベル】 節減対象農薬 成分回数	使用時期	備考
〇〇粒剤	殺菌剤	 1		令和○年○月○日	
○○粒剤	殺虫殺菌剤	 3		令和〇年〇月〇日	
〇〇粒剤	殺菌剤	 1		令和〇年〇月〇日	
〇〇フロアブル	植物成長調整剤	 1		令和〇年〇月〇日	
〇〇乳剤	除草剤	2		令和〇年〇月〇日	
○○顆粒水和剤	殺虫剤	 1		令和〇年〇月〇日	日本農林規格(JAS)適合
〇〇フロアブル	その他	 1		令和〇年〇月〇日	
合計		 9	18		

⁽注1) 有機農産物の日本農林規格で使用可能な表B.1の農薬も含め、使用した農薬は全て記入すること。 (注2) 適宜、行を追加して記入すること。

4. 保管書類

☑ 現地確認を写真で行う場合

該当する項目の□に✓を記入すること。

⁽注1)記入欄が足りない場合は、別様式(任意)を用いることも可。 (注2)実施時期が複数日ある場合は、「実施時期(開始日)」及び「実施時期(終了日)」いずれも記載すること。 ※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

^{・1}分(大学)は108あたり1本以上実施すること。 (宿営事項)地域の生物相に応じて、地域内に江の設置や中干しを実施しない水田の確保など、生態系保全の対策を検討することが望ましい。

(参考様式)生産記録

●対象活動:冬期湛水、夏期湛水

組織名	00
氏 名	00

ほ場名(番号)	実施面積	作物名(5割低減)
1000	100a	水稲

※実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1. 対象活動

(1)主な作業

作業名	措置方法 (措置番号を記載)	実施時期	備 考
取水措置	1		
漏水防止措置	2	〇年〇月〇日	
定期的な水位管理		〇年〇月〇日、〇月〇日	

(2)湛水期間

	実施時期	備 考
湛水開始時期	〇年〇月〇日	
排水開始時期	〇年〇月〇日	
湛水期間	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	

(密意事項)メタン発生量を増加させない及び地耐力の低下を防ぐため春に一時落水して圃場を乾かす(地域の保全対象生物に応じ実施。例えばアカガエル類の産卵が確認された冬期湛水圃場では春落水を行わないなど。)。また、生き物調査などモニタリングを合わせて行うことが望ましい。

※ 使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

(参考様式)生産記録

●対象活動:江(水田ビオトープ、生き物緩衝帯)の設置

組織名	00
氏 名	00

ほ場名(番号)	実施面積	作物名(5割低減)
1000	100a	水稲

[※]実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1. 対象活動

(1)主な作業等

(1)工ない未ず								
作業名		実施状況					実施時期(年月日)	備考
本年取組向けの作講作業	☑ 新設						〇年〇月〇日	
☑ 作溝の実施あり	□延長	(>		
□ 作溝の実施なし	口補修	(>		
	【江の形状】	長さ	m 、 水面幅	cm 、深さ	em			
深みの設置	底面からの深さ	cm 、	設置数	箇所				

(2)江の設置箇所への除草剤の使用実績(本田内の除草剤使用実績を除く)

(3)江の設置期間 実施状況 備考 湛水開始時期 〇年〇月〇日 湛水終了時期 〇年〇月〇日 湛水期間 〇 日間

使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照 **※**

[□] 使用なし

⁽留意事項)ウシガエルやアメリカザリガニ等の侵略的外来生物が生息する場合は水を抜いて駆除を検討する。 生き物調査などモニタリングを合わせて行うことが望ましい。

(参考様式)生産記録

●対象活動:中干し延期

組織名	00
氏 名	00

ほ場名(番号)	実施面積	作物名(5割低減)
1000	100a	水稲

[※]実施面積は法面や畦畔を除いた値とすること

1. 対象活動

(1)主な作業

作業名 実施作業		実施時期	備考
定期的な水管理		令和○年○月○日	
畦畔の点検・補修活動		令和○年○月○日、○月○日	

⁽注1)実施作業は、実際に行った(行う予定の)作業名を記載してください。

(2)湛水期間

	実施時期	備 考
湛水開始時期	〇年〇月〇日	
中干開始時期※	〇年〇月〇日	
湛水期間	〇年〇月〇日~〇年〇月〇日	

[※]地域の慣行的な実施時期を記載

※ 使用肥料及び農薬の欄は「長期中干し」を参照

3 金銭出納簿

- 交付を受けた全ての交付金に関する収入及び支出を記録し、交付金を適切に管理する 必要があります。
- 鹿屋市は、金銭出納簿の内容を基に、不適切な支出がないか、交付金が適切に管理されているか、透明性の高い会計が行われているか等の確認・指導等を行います。
- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意します。
- 規約に基づき、毎年度末、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日の属する年度の翌年 度から起算して5年間保管する必要があります。
- 保管すべき書類のうち、電磁的記録により保管可能なものは、電磁的記録によることができます。その際、不鮮明なデータとならず、バックアップを作成し、データの改ざん防止措置を行うことを推奨します。

様式の経過措置等について(令和7年度改正の実施要領附則3及び4) 【R7変更】

令和6年度までに事業計画の認定を受けた活動組織は、従来の活動計画書等の様式を そのまま使ってもかまいません。

また、鹿屋市長及び鹿児島県知事が九州農政局長等と協議し同意が得られた活動記録の独自様式についても使用可能です。

支出費目について【R7変更】

令和6年度までの支出費目のうち「購入・リース費」は、「その他支出」に統合しました。

番号	支出費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支 払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る 建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る 旅費、保険料、草刈り機の替刃、役員報酬、お茶代など (令和6年度まで購入・リース費としていた)資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
7	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

支出に当たっての留意点 ① 日当の単価について

日当の単価は、以下に示すとおり、地域で一般的に適用されている類似作業の労務 単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定し、<u>毎年構成員全員に周知して</u> ください。

- 地域別最低賃金
- 地方公共団体単価
 - ⇒鹿児島県の非常勤職員単価
 - ⇒鹿屋市の非常勤職員単価
- 地域別組織単価
 - ⇒営農組合単価
 - ⇒水利組合単価
 - ⇒自治会単価
 - ⇒土地改良区単価
 - ⇒シルバー人材センター単価 等
- 農作業単価
 - ⇒鹿屋市農業委員会の農作業標準料金 等
- 公共労務単価
 - ⇒公共工事設計労務単価 等

支出に当たっての留意点 ② 外注について

- 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、 活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される 場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- 外注を行う場合には、3者以上から見積りを徴収するなど効率的かつ透明性の高い 予算執行に努めてください。

注意するべき不適切な実施例

[作業委託(外注)等の際に見積徴収を行っていない又は見積徴収先が3者未満]

- 外注等(機械リース、機械の購入、事務委託、作業(工事)委託)の際に見積 徴収を実施していない。
- ・外注等の際の見積徴収について、3者以上に実施していない。
- ※上記に該当する場合、原則として3者以上から見積徴収を行うよう、今後対応を 改善する必要があります。

支出に当たっての留意点 ③ 物品の購入等について

- 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して 判断する必要があります。
- 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。
- 共同活動には草刈りや泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

支出に当たっての留意点 ④ 交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要なポンプの電気代など農業水利施設の 運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と 関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担へ の充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている 施設の維持管理に要 する経費	・国、鹿児島県又は鹿屋市が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象にすることができる場合があるので、鹿屋市に相談のこと
6	自ら実施する必要が あるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

[※] 活動計画に位置付け、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

注意するべき不適切な実施例

[本交付金の活動以外又は活動のみに使途の限定が難しいものへの支出]

- 本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、日当等へ支出している。
- 本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
- ・認定農用地の区域外や河川・道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
- 活動組織設立以前の活動へ支出している。
- ※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。ただし、法令等に基づいて管理者が定められた施設を、慣行として活動組織が水路等の施設と一体的に管理している場合は、共同活動の対象とすることが可能(資源向上支払(長寿命化)は除く。)としています。この場合は、原則として施設管理者との覚書や協議記録簿等の書面により管理区分等を明確にしてください。

持越について

残額は、次年度の当初期間に必要な額に限り、持越すことができます。

長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化整備計画に位置付けた取組 で次年度以降に必要な費用のみとします。

持越金については、実施状況報告書の中で使用時期、使用内容などを明記する必要があります(74ページ以降参照)。持越金を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従って使用してください。

使用予定が明確でないものは、鹿屋市に返還することが必要です。

金銭出納簿の作成方法(パソコン入力の場合)

(様式第1-7号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

構成員が立替払いを行ったものは、精算した日付を記

<mark>7</mark> 年度 多面的機能支払交付:

てください。

入してください。

「分類」は、下部に記載の費目及び内容に該当するも

のを選択(プルダウンリスト)してください。

領収書と同じ日付(実際に支払を行った日付)を記入し

★「分類」欄は、分類番号(1~7)から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上(共同)に係る収支は「1」を、資源向上(長寿命化) 区別ができない収支は「1」を記入してください。

★農地維持・資源向上(共同)の交付金を活用して資源向上(長寿命化)の活動を行った際の書

★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入構しました。

【R7変更点】 これまでの「購入・リース費」は「6 その他支出」に統合

また。日村	分類	内 容	区分	収入(円)	支出(円)	残高(円)	領収書 等番号	活動実施日	備考	長寿命化 への活用
4/1	1.前年度持越	前年度持越(農地維持・資源向上 (共同))	1	100,000		100,000				
4/1	1.前年度持越	前年度持越(資源向上(長寿命 化))	2	200,000		300,000				
4/20	3.利子等	構成員立替金の繰入	2	120,000		420,000	1		00氏より	
5/15	6.その他支出	お茶購入	1		3,000	417,000	2,3	4/5	○○集落	
5/20	6.その他支出	○○資材の購入費	2		315,360	101,640	4	7/1	草刈り用	
6/20	2.交付金	農地維持・資源向上(共同)交付金	1	2,654,500		2,756,140				
6/20	2.交付金	資源向上(長寿命化)交付金	2	1,840,000		4,596,140		•		
6/25	3.利子等	構成員立替金の返済	2	120,000		4,476,140			00氏へ	
7/1	4.日当	草刈り	1		120,000	4,356,140	6	7/1		
7/10	6.その他支出	○○資材の購入費	1		500,000	3,856,140	7	10/15	農道補修用	0
3/31	7.返還	返還額の支払(資源向上(長寿命 化))	2		640	3,855,500	15			
							$\overline{}$			
		この線より上に行を挿入してく	ださい。							
合	it			4,794,500	939,000	3,855, 50 0		•		

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。

購入した資材や日当等の内訳を具体的に 記入してください。

「区分」は以下を選択してください。 「農地維持」又は「資源向上(共同)」→「1」 → 「2 | 「資源向上(長寿命化)」 区別ができない支出 → 「1 」

合計欄や集計欄は、自動で計算されます。

領収書等の整理番号を記入してください。

※領収書は必ず保管してください。

※領収書はレシートでも構いません。(日 付、店名が記入されていない場合は記 入してください。また、感熱紙のレシート は、経年により文字が消えてしまうので、 コピーも保管してください。)

※領収書は品名、規格、購入数量等も 記入してもらうようにしてください。

・活動実施日を記入し てください。(活動記録 の日付と一致させてく ださい。)

【R7変更点】

活動実施日(プルダ ウンリスト)は、「活動 記録」で記入した日付 のみを選択できるよう 設定しています。

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。(他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載)

番号	費目	内 容 (例)
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	「4 日当」、「5 外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材(砕石、砂利、炒小など)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上 げ費、花の種、苗代など ・技術指導等のだめに外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り 機や車の燃料代、役員報酬、お茶代、加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」の取組を実施する農業者に対する配分など
7	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

金銭出納簿の作成方法(手書きの場合)

(様式第1-7号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

<mark>7</mark> 年度 多面的機能支払交付:

- ★「分類」欄は、分類番号(1~7)から選択してください。
- ★「区分」欄には、農地維持・資源向上(共同)に係る収支は「1」を、資源向上(長寿命化) 区別ができない収支は「1」を記入してください。
- ★農地維持・資源向上(共同)
 の交付金を活用して資源向上(長寿命化)の活動を行った際の事【R7変更点】

領収書と同じ日付(実際に支払を行った日付)を記入し てください。

構成員が立替払いを行ったものは、精算した日付を記 入してください。

「分類」は、下部に記載の費目及び内容に該当するも のを記入してください。

これまでの「購入・リース費」は「6 その他支出」に統合

また,	/ 返済の際は返	済額をマイナスの収入として収入	欄に記入し、一時的な立		<u>U</u>					
₽Nt	分類	内 容	区分	収入(円)	支出(円)	残高(円)	領収書 等番号	活動 実施日	備考	長寿命化 への活用
4/1	1.前年度持越	前年度持越(農地維持・資源向上 (共同))	1	100,000		100,000				
4/1	1.前年度持越	前年度持越(資源向上(長寿命 化))	2	200,000		300,000				
4/20	3.利子等	構成員立替金の繰入	2	120,000		420,000	1		00氏より	
5/15	6.その他支出	お茶購入	1		3,000	417,000	2,3	4/5	○○集落	
5/20	6.その他支出	○○資材の購入費	2		315,360	101,640	4	7/1	草刈り用	
6/20	2.交付金	農地維持・資源向上(共同)交付金	1	2,654,500		2,756,140				
6/20	2.交付金	資源向上(長寿命化)交付金	2	1,840,000		4,596,140		i		
6/25	3.利子等	構成員立替金の返済	2	120,000		4,476,140	5	1	00氏へ	
7/1	1.1.1	草刈り	1		120,000	4,356,140	6	7/1		
7/10	6.その他支出	○○資材の購入費	1		500,000	3,856,140	7	10/15	農道補修用	0
3/31	7.返還	返還額の支払(資源向上(長寿命 化))	2		640	3,855,500	15			
							4			
		この線より上に行を挿入してく	たさい。							
合	it .			4,794,500	939,000	3,855, 50 0				

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。

購入した資材や日当等の内訳を具体的に 記入してください。

「区分」は以下を記入してください。 「農地維持」又は「資源向上(共同)」→「1」 「資源向上(長寿命化)」 → 「2 | 区別ができない支出 → 「1 」

領収書等の整理番号を記入してください。

※領収書は必ず保管してください。

※領収書はレシートでも構いません。(日 付、店名が記入されていない場合は記 入してください。また、感熱紙のレシート は、経年により文字が消えてしまうので、 コピーも保管してください。)

※領収書は品名、規格、購入数量等も 記入してもらうようにしてください。

活動実施日を記入し てください。(活動記録 の日付と一致させてく ださい。)

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。(他組織との交付金のやりとりがある場合は、その旨を備考欄に記載)

番号	費目	内 容 (例)
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
6	その他支出	「4 日当」、「5 外注費」以外の支出 具体的には、 ・資材(砕石、砂利、切りなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上 げ費、花の種、苗代など ・技術指導等のだめに外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り 機や車の燃料代、役員報酬、お茶代、加算措置「環境負荷低減の取組に係る支援」の取組を実施する農業者に対する配分など
7	返還	返還金、他の活動組織への融通額・返還額

します。

金銭出納簿【集計】の作成方法(手書きの場合)

【集計】 1 農地維持・資源向上(共同)(円)

LARDIT I	かな・ロルドリン 3・これがーコエ (フィーコン (13)				
項目	金額				
- 7 2D	収入	支出			
1.前年度持越	100,000				
2.交付金	2,654,500				
3.利子等					
4.日当		120,000			
5.外注費					
6.その他支出		2,503,000			
7.返還					
次年度への持越(残高)		131,500			
合 計	2,754,500	2,754,500			

金銭出納簿の「区分」が「1」の収入/支出を集計

【集計】 2 資源向上(長寿命化)(円)

LOROPI 1	3-2#41-3-1 (2-0x) PP 10.	, (13)				
項目	金額					
	収入	支出				
1.前年度持越	200,000					
2.交付金	1,840,000					
3.利子等						
4.日当		300,000				
5.外注費		1,200,000				
6.その他支出		315,360				
7.返還		640				
次年度への持越(残高)		224,000				
合 計	2,040,000	2,040,000				

金銭出納簿の「区分」が「2」の収入/支出を集計 します。

金銭出納簿の記入例① 構成員の立替払いの記録方法

(例)交付金交付前にまとまった活動資金を立て替えて会計口座に繰り入れた場合

- ・繰入時:収入欄に立替額を記載
- ・返済時:収入欄に返済額をマイナスで計上(一時的な立替が収入及び支出の合計額に計上されないようにするため。)

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出 (円)		領収 書 等番 号	活動実施日	備考	長寿 命化 への 活用
4/20	3 .利子等	構成員立替金の繰入	1	120,000		420,000	1		O S より より	
			••							
6/25	3 .利子等	構成員立替金の返済	1	120,000		4,476,140	5		〇〇氏へ	

(例)構成員が立て替えて物品等を購入した場合

・物品購入時の領収書と立て替えた構成員への支払に対する領収書の2枚を保管する必要があります。

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出(円)		領収 書 等番 号	活動 実施日	備考	長寿 命化 への 活用
5/15	6.その他支出	お茶購入(構成員立替)	1		3,000	417,000	2,3	5/1	○○氏 立替、 役員会 用	

金銭出納簿の記入例② 農地維持・資源向上(共同)と長寿命化を分ける場合

様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに分けて管理することも可能です。

金銭出納簿の記入例③ 農地維持・資源向上(共同)の交付金を長寿命化に活用する場合

- 農地維持・資源向上(共同)の交付金を長寿命化に活用する場合(詳細は29ページ参照)は、「長寿命化への活用」欄に〇を記入してください。
- 資源向上支払交付金(長寿命化)を農地維持活動や資源向上活動(共同)に充当することはできません。

日付	分類	内	容	区分	収入 (円)	支出 (円)	残高(円)	領収書等番号	活動実施日	備考	長寿 命化 への 活用
11/15	6.その他支出	○○資材の購入		1		30,000	643,000	12	11/20	○○水 路補修 用	0

4 財産管理台帳

- 財産とは、多面的機能支払交付金で取得又は効用を増加した
 - 不動産
 - 1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具
 - 農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)に掲げるもののことです。
- これらの財産は、「財産管理台帳」(様式第1-10号)等関係書類を整理し、交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。
- また、これらの財産は、九州農政局長等の承認を受けずに、本交付金の目的以外で使用等してはなりません(※)。また、事業完了後も、本交付金の目的に従って適切に管理しなければなりません。
- 土地改良区等(鹿屋市を除く)の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。(必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けてください。)
- 保管すべき書類のうち、電磁的記録により保管可能なものは、電磁的記録によることができます。その際、不鮮明なデータとならず、バックアップを作成し、データの改ざん防止措置を行うことを推奨します。

注意するべき不適切な実施例

[財産管理台帳の記載・作成漏れ]

- ・更新等を行った施設(水路・農道等)、取得した機械(草刈機等)や器具(パソコン、 プリンター、カメラ等)の財産管理台帳への記載漏れ
- ・活動において管理すべき財産を取得している場合における財産管理台帳の作成漏れ

※上記に該当する場合、早急に該当する施設等の財産管理台帳への記載等を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

(※) 財産の使用等の制限

活動組織が更新等を行った施設(財産)や購入した機械や器具等の物品については、処分制限期間内は、本交付金の目的以外で使用等してはなりません。

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、65、66ページの財産の耐用年数の例を参考にしてください。

処分制限期間内に、本交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、九州農政局長等の承認が必要となります。(施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、 交付金の目的に反して行われるものではないため、九州農政局長等への承認申請は不要です。)

多面的機能支払交付金で取得又は効用を増加した ·農林畜水產業関係補助金等交付規則別表(第5 農業用施設等の構築物以外の物品等については、 下表のような独自様式の台帳を作成し、管理するこ 具体的には、更新等を行った施設や取得価格が50 万円以上の機械及び器具等の物品が該当します。 ・1件の取得価格が50万円以上の機械及び器具 農林水産省様式 着工:〇〇地域資源保全会 R4:3.20に〇〇土地改良区へ譲渡済み 贏兆 がある場合に作成します。 **無償譲渡** 条関係)に掲げるもの 処分の 内容 処分の状況 工事費を記入してください。 (調査費や事務費を除く。) 承認 年月日 年度 令和9 R44.12.12 不動産 処分制限 年月日 処分制限期間 40 耐用年数 年度 内 訳(単位:円) 令和5 315,000 315,000 地方費分 尔 また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。 注4:この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。 注5:複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。 注6:「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。 \bowtie 實 羸 6 315,000 315,000 郊 国費分 声 10 棥 活動期間 뻾 総事業費 (単位:円) 630,000 630,000 注3:備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。 鲫 抴 R5.12.12 黎工 年月日 盆 羅 〇〇地城資源保全会 R5.9.12 着工 年月日 Н 注2:処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。 事業量 200m注1:処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。 00県00市00番 対象組織名 又は 設置場所 施工箇所 紭 K 8 継 (様式第1-10号) 【活動組織が作成・管理するもの】 100 工種構造・規格 ѩ ○ 用水路 BF-400 抽 市町村名 光路 名称

処分制限期間と処分状況の 欄が必要です **室** 嚂 1□ 畑 刯 品 を

쌜

盆

とも可能です。

〇〇地域資源保全会

摘要 処分の 内容 処分の状況 承 認年月日 R9.6.25 R12.4.21 処分制限 年月日 処分制限期間 重 数 数 R5.6.25 取 得 年月日 R5.4.21 $(021,200\times10)$ 212,000円 266,000円 購入金額 54,000円 数量 10 品目名 草×川9機(○○-○) 抽 ペンコン(ロローロ) 番号

交付金で購入した備品については、農林畜水産業関係補助金交付規則別表に参照し本表で整理する。 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。 2 (洪) 1.

64

財産の耐用年数について

多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例 (農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

※ 具体例として記載がない施設や物品等については、鹿屋市にお問合せください。

	財産の名称、構造等	具体例(※)	耐用年数 (年)
構築物	7		
農	林業用のもの		
	主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品 ブロック造のもの		
	その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路、 農道側溝の蓋(コンクリート二次製 品)	17
	主として金属造のもの	ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣 害防護柵(電気柵)	14
	主として木造のもの	水田魚道、柵	5
	その他のもの	遮水シート(ため池堤体)	8
緑	・ 化施設及び庭園		
	その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるものを除く。)	防風林	20
舗	装道路及び舗装路面		
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷の もの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
	アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前	- 掲のもの以外のもの		
	金属造のもの		
	送配管		
	鋳鉄製のもの	鋳鉄管(水路)	30
	鋼鉄製のもの	鋼管(水路)	15
	合成樹脂のもの	塩ビ管、合成樹脂管(水路)	10
車両及	····································		
前	掲のもの以外のもの		
	その他のもの		
	その他のもの	一輪車	4
工具			
治	具及び取付工具	レンチ	3
 	削工具	ディスクグラインダー、のこぎり	2
前	掲のもの以外のもの		
	主として金属製のもの	タガネ、ハンマー	8
Ш	その他のもの	スコップ(柄が木製)	4

具体例として記載がない施設や物品等については、
鹿屋市の担当窓口へお問合せください。

(続き)

	財産の名称、構造等	具体例(※)	耐用年数 (年)
器具及	び備品		
	、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に揚げるのを除く。)		
	事務机、事務いす及びキャビネット		
	主として金属製のもの	机、椅子	15
	その他のもの	机、椅子	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその 他の音響機器	プロジェクター、スクリーン、マイク (ハンドマイクを含む)、アンプ、ス ピーカー	5
事務	S機器及び通信機器		
	電子計算機		
	パーソナルコンピューター(サーバー用のもの を除く。)	パソコン	4
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)金銭登録機、 タイムレコーダーその他これらに類するもの	プリンター	5
時計	十、試験機器及び測定器		
<u> </u>	度量衡器	はかり	5
光学	学機器及び写真制作機器		
	カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡	カメラ、ドローン	5
看板			
	看板	啓発用看板	3
	その他のもの		
	その他のもの	のぼり	5
容器	景及び金庫		
	ドラムかん、コンテナーその他の容器		
	その他のもの	プラスチックコンテナー、プランター	2
	金庫	金庫	20
前撂			
	その他のもの		
	その他のもの	防草シート、防風ネット	5
機械及	び装置		
農業	美用設備	草刈機、モア(草刈りアタッチメント)、トラクター用除雪機(アタッチメント)、チェーンソー、ポンプ	7
ソフト	ウエア		
2 σ.	D他のもの	事務支援ソフト、書籍	5

財産管理台帳で整理する必要がないものの例)

- 耐用年数1年未満の消耗品類
 - ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
 - ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、 タッパ、種子、花苗等の軽微な物品(使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの)
- 〇 機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品
- ロメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使われる材料

V

活動の報告

毎年度、活動計画に定めた事項の実施状況を取りまとめ、鹿屋市長に報告する必要があります。

1 報告の流れ

(1)(「みどり加算」を受ける場合)実施経過の取りまとめ・報告【R7拡充】

- 毎年度、活動の実施経過を取りまとめ、以下の書類を鹿屋市に提出します。
- 提出期日は、活動を実施した年度の1月31日までです。
- 鹿屋市における確認(書類審査(必要に応じて現地確認))後、実施経過の確認結果が通知されます。

市町村への提出書類 (提出資料は市町村にお問い合わせください)						
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類					
◆ 実施経過報告書 □ 様式第1-12号(別紙1及び別紙2) □ 生産記録(参考様式)	□ (鹿屋市の求めに応じて)実施状況 がわかる写真					

(2) 実施状況の取りまとめ・報告

- 毎年度の活動終了後、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめ、以下の書類を鹿屋市 に提出します。
- 提出期日は、活動を実施した翌年度の4月初旬日(提出日時指定予定)までです。
- 農地整備課における確認(書類審査、現地確認)後、必要に応じ、実施状況の確認結果が通知されます。

鹿屋市への提出書類 (提出資料は鹿屋市)	こお問い合わせください)
必ず提出する書類	必要に応じて提出する書類
 ◆ 実施状況報告書 □ 様式第1-8号 □ (みどり加算を受ける場合)別紙1及び別紙2 【R7拡充】 □ (持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ100万円以上の場合)別紙3 持越金の予定表 ◆ 活動記録(※1) □ 様式第1-6号 ◆ 金銭出納簿(※2) □ 様式第1-7号 □ (みどり加算を受ける場合)生産記録(参考様式) 	□ (みどり加算を受ける場合、市町村の求めに応じて)実施状況がわかる写真【R7拡充】 □ その他鹿屋市が求める書類(※3) ・財産管理台帳(様式第1-10号) ・通帳 ・領収書 ・総会資料及び議事録 ・点検及び機能診断記録簿 ・研修資料 等
活動期間の最終年度のみ提出する書類	
◆ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)チェックシート【R7追加】□ 様式第1-11号	
◆ 地域資源保全管理構想 □ 別記1-4様式	

- ※1 農地維持支払交付金については、鹿屋市が事業計画に定められている農用地及び対象施設の保全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要ですが、作成は必要です。
- ※2 法人化した組織においては、金銭出納簿の鹿屋市への提出は不要です。
- ※3 財産管理台帳(様式第1-10号)、通帳、領収書、総会資料及び議事録は、鹿屋市における確認対象 書類です。

鹿屋市が行う実施状況の確認内容

鹿屋市において、毎年度、活動組織から提出のあった書類(前ページ)の書類確認及 び現地確認を行います。

活動写真や作業日報の作成・提出は求めていません。ただし、みどり加算については、 鹿屋市が実施状況を確認する際、写真による確認又は現地確認をすることから、鹿屋市 の求めに応じて実施状況がわかる写真を作成・提出する必要があります。【R7拡充】

実施状況の確認内容							
	書類確認	現地確認					
農地維持支払	0	0					
資源向上支払(共同)	0	必要に応じて 実施					
うち、みどり加算	O	写真による確認 又は 現地確認を実施					
資源向上支払(長寿命化)	0	活動期間中に 1回以上実施					

注意するべき不適切な実施例

「領収書等の書類がない支出]

- ・自動販売機での購入等、領収書(レシート)を確認できない物へ支出している。
- ・領収書等が紛失している等により支払いが確認できない物へ支出している。
- 購入品の内容が領収書等で確認できない物へ支出している。
- ※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。

(3) 次年度の年度活動計画の策定

- 鹿屋市が実施状況の確認に用いた「実施状況確認チェックシート」(別記3-1様式第 1号、第3号、第4号)は、活動組織に手交します。チェックシートには、鹿屋市が確 認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考とし てください。
- 新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、事業計画書及び活動計画書の変更を行う必要があります。

(4) 自己評価

- 毎年度の活動報告とは別に、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」及び「多面的機能の増進を図る活動」に取り組む活動組織は、認定を受けている事業計画の開始年度から起算して4年目にこれらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、鹿屋市に報告する必要があります。
- 自己評価の詳細については鹿屋市にお問合せください。

2 (みどり加算を受ける場合)実施経過報告書の作成【R7拡充】

- 毎年度、活動の内容を取りまとめ、実施経過報告書(様式第1-12号)を作成します。 ※ 様式第1-12号の別紙1及び別紙2は、様式第1-8号の別紙1及び別紙2と共通です。

やむを得ない理由で取組を実施できなかった場合

多面的機能支払交付金では、原則5年間の活動計画に基づいて5年間継続して活動を実施する必要があり、実施要件を満たさない場合は、交付を受けた交付金を認定年度に遡って返還(遡及返還)を求める仕組みとなっています。

ただし、自然災害その他やむを得ない理由による場合は返還は免除される規定を設けており、みどり加算については、例えばブロックローテーション等地域の営農計画上の事情等により取組を実施できない事情が生じた場合は、鹿屋市に相談し、備考欄に理由を記入してください。

なお、やむを得ない理由の整理に当たっては、地域において、十分に認識を共有し、合意を図ることが重要です。

次のページに示す別紙1及び別 紙2、生産記録等を添付して提 出します。

(様式第1-12号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

○○市長 殿

農林水産省様式

令和○年○月○日

○○地域資源保全会 多面 太郎

7年度 多面的機能支払交付金に係る実施経過報告書(環境負荷低減の取組への支援)

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施経過(環境負荷低減の取組への支援)について、別添のとおり報告します。

□ 報告内容は全て実施済みです。

■ 報告内容は見込みのものも含まれます。

(注) 該当する項目の□に■を入れること。

該当するものに「■」を記入して ください。

別紙1 環境負荷低減の取組への支援(通称:みどり加算)取組面積

• 生産記録(参考様式)を基に活動の内容を取りまとめ、別紙1を作成します。

(別紙1)環境負荷低減の取組への支援

1 実施時期

关/心时知									
取組	項目	化学肥料及び化学合成農薬を 5割以上低減する活動							
内容		実施時期	Я	作物名	栽培時期				
長期中干し	6 月	~	7 月	水稲	4 月	~	9 月		
冬期温水	12 月	?	2 月	水稲	4 月	?	9 月		
	月	~	月		月	~	月		
	月	?	月		月	?	月		
	月	?	月		月	?	月		
	月	?	月		月	?	月		
	月	?	月		月	?	月		
	月	?	月		月	?	月		
	月	?	月		月	?	月		
	月	?	月		月	?	月		
	月	?	月		月	?	月		
	月	~	月		月	~	月		

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みのみを記載してください。

1 年日 1 2 年日 1 4 年日 5 年日

※ 必要に応じて欄を追加してください。

a 活動の計画(要件確認のため活動計画から転記)

「a活動の計画」は、「活動計画書」 の内容を転記してください。(パソコ ンで入力する場合、活動計画書か ら自動で転記されます。)

取組項目	計画面積 (畦畔除く)	計画面積 (畦畔除く)	計画面積 (畦畔除く)	計画面積 (畦畔除く)	計画面積 (畦畔除く)	交付単価		1年目 交付上限額	2年目 交付上限額	3年目 交付上限額	4年目 交付上限額	5年目 交付上限額	備考
長期中干し	100a	101a	101a	101a	101a	800 円]/10a	8,000円	8,080円	8,080円	8,080円	8,080円	
冬期湛水	50a	50a	55a	60a	70a	<i>4,000</i> 円]/10a	20,000円	20,000円	22,000円	24,000円	28,000円	
夏期湛水	а	a	a	a	a	8,000 円]/10a	円	円	円	円	円	
中干し延期	а	a	a	a	a	3,000 円]/10a	円	円	円	円	円	
江の設置等								,		·		, and the second	

4,000 円/10a

3,000 円/10a

円

28,000円

円

28,080円

円

30,080円

円

32,080円

円

円

36,080円

b 実施面積(報告年度のみ記載すること)

150a

151a

(作溝実施)

江の設置等 (作溝未実施)

合計

「備考」欄:銀告年度の実施而積が計画而積を下向った場合文は「1年日 計画而積」を下向った場合は、その理中を記入する

161a

171a

156a

取組項目	1年目 実施面積 (畦畔除く)	実	2年目 施面積 畔除く}	3年目 実施面積 (畦畔除く)	4年目 実施面積 (畦畔除く)	5年目 実施面積 (畦畔除く)	交付単価	1年目 交付額	2年目 交付額	3年目 交付額	4年目 交付額	5年目 交付額	備考
長期中干し	a		101a	a	a	a	800 円/10a	円	8,080円	円	円	円	
冬期湛水	a		49a	a	a	a	<i>4,000</i> 円/10a	円	19,600円	円	円	円	○○のため
夏期湛水	a	A	a	a	a	a	8,000 円/10a	円	円	円	円	円	•
中干し延期	a	Ī	a	a	a	a	3,000 円/10ā	円	円	円	円	円	
江の設置等 (作潤実施)	a		a	a	a	a	<i>4,000</i> 円/10a	円	Ħ	円	Ħ	Ħ	
江の設置等 (作溝未実施)	a		a	a	a	a	3,000 円/10a	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	Ħ	
合計	a		150a	a	a	а		円	27,680円	円	円	円	

- 実施面積は、対象活動別(同一の対象活動であっても、単価毎)に、a未満を切り捨てた値を記載してください。同一囲場に対しては、複数の収組を行った場合に加膜されるのは1つのみです。
- 構成員別実施面積(別紙3)を添付してください。
- 3 添付書類
 - · 生産記録

 - ·その他都道府
 ・「実施面積」は、畦畔、法面を含 まない本地面積を、小数点以下を 切り捨て、整数で記入してください。
 - ・「実施面積」は、報告年度のみ記 入してください。

報告年度の実施面積が計画面積 を下回った場合又は1年目の計画 面積を下回った場合、備考欄にそ の理由を記入してください。

別紙2 構成員別取組面積

• 生産記録(参考様式)を基に構成員ごとの実施状況を取りまとめます。

(別紙2)環境負荷低減の取組への支援

組織名:

○○地域資源保全会

○ 年度 環境負荷低減の取組の構成員別実施面積

氏名	対象取組 (内容)	化学肥料及び化学合成農 薬を5割以上低減する活 動(作物名)	実施面積 (a)	備考
環境 太郎	長期中干し	水稲	101 a	
環境 太郎	冬期湛水	水稲	20 a	
環境 花子	冬期湛水	水稲	29 a	
A				
	長期中干し		101 a	
	冬期湛水		49 a	
	夏期湛水		0 a	
集計	中干し延期		0 a	
	江の設置等(作満実施)	_	0 a	
\	江の設置等(作溝未実施		0 a	
V 5 B NUS 1-ST \$ 1500 -		計	150 a	

※ 2月以降に活動が終了する場合は見込みを記載してください。

- 構成員別に記入してください。
- ・複数人で協力して取り組む場合で、実施面積を該当する者ごとに分けて書くことができない場合には、 氏名欄に該当する者の氏名を列記してください。

[※] 必要に広じて機を追加してください

3 実施状況報告書の作成

毎年度、活動記録簿及び金銭出納簿を基に活動の内容を取りまとめ、実施状況報告書 (様式第1-8号)を作成します。

※様式第1-8号の別紙1及び別紙2は、様式1-12号の別紙1及び別紙2と共通です。

みどり加算に取り組む場合は、別紙1及び別紙2(様式第1-12号 実施経過報告書と共通)を記入し、添付してください。

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万 円以上である場合には、別紙3を記入し、添付してください。

(様式第1-8号)

【活動組織から市町村に提出するもの】

〇〇市長 殿

農林水産省様式

○年○月○日

○○地域資源保全会

多面 太郎

7年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱 (平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知) 別紙1の第5の7及び別紙2の第5の10に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添の とおり報告します。

(環境負荷低減の取組への支援を受ける場合)

- □ 実施経過報告の時点で全て実施済みで報告しているため、環境負荷低減の取組への支援に係る報告を省略します。
- 実施経過報告書を見込みで報告しましたが、内容に変更がないため別紙1及び2を省略し生産記録等のみを提出します。
- □ 実施経過報告書から変更があったので別紙1及び2のとおり報告します。
- (注1) 該当する項目の□に■を入れること。
- (注2) 実施状況経過報告書から変更があった場合は変更があった箇所のみを報告することも可。
- (注3) 特定事業実施者の場合、「(別添)多面的機能交付金に係る実施状況報告書」を省略できる。

実施状況報告書の作成方法(パソコン入力の場合)

「収支実績」は、金銭出納簿の集計表をもとに自動で作成されます。

(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

組織名称	○○地域資源保全会

く7年度	収支事績	○年○月○日現在>
< /	4X 🗸 💳 🕮	

	項目	金額	備考
	前年度からの持越金 1. (農地維持・資源向上(共同))	100,000円	
収入	前年度からの持越金 2. (資源向上(長寿命化))	200,000円	
の	3. 農地維持・資源向上(共同)交付金	2,654,500円	
部	4. 資源向上(長寿命化)交付金	1,840,000円	
	5. 利子等		
	合 計	4,794,500円	

		項目	金額	備考
	1.	支出総額 (農地維持・資源向上(共同))	2,623,000円	
		日当	120,000円	
		外注費		
		その他	2,503,000円	
支	2.	支出総額(資源向上(長寿命化))	1,815,360円	
出の		日当	300,000円	
部		外注費	1,200,000円	
		その他	315,360円	
	3.	返還	640円	
	4.	次年度への持越金 (農地維持・資源向上 (共同))	131,500円	水路の草刈りに係る資材の購入
	5.	次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))	224,000円	別紙のとおり
		合 計	4,794,500円	

持越金がある場合は、備考欄に その使用予定を具体的に記入してください。 なお、持越金が当該年度交付金の3割を 超え、かつ、100万円以上である場合は使 用予定表を作成してください。

実施状況報告書の作成方法(パソコン入力の場合)

1. 総会又は運営委員会の実施時期

開催日 ○年○月○日

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設立	
		0	

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄:活動計画書において計画した活動に「〇」、計画外の<mark>活</mark>動項目に「一」を記<mark>活動記録をもとに自動で作成されます。</mark>

「実施」欄:活動要件を満たした活動項目に「〇」、 要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」、

対象外の活動項目には「一」を記入する。

「備考」欄:「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しなさい。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

活動区分			活動項目	計画	実施		対象外の活動→「一」		
		点検・	1	点検	0	0		— ※農地維持支払交付金の交付	
	Ē	+画策定	2	年度活動計画の策定	0	0		活動を実施した場合も記入して	
		研修	3	事務・組織運営等に関する研修	0	0	実施年度	: 令和7年	
		10/119		機械の安全使用に関する研修	_	1	実施(予算	定)年度:令和9年	
地域資		農用	4	遊休農地発生防止のための保全管理	0	0	遊休農	地解消面積 10 a	
源		地	5	畦畔・法面・防風林の草刈り	0	0			
の			6	鳥獣害防護柵等の保守管理	0	×	点検の結果	果、異常なし 🔫	
基礎		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7	水路の草刈り	0	0	F 111 -1	- 100 E-+ 1/- 100 E	
的	実	/水 路	8	水路の泥上げ	0	0		﴿」欄:「実施」欄に「×」を記入した 、未実施等となった理由を記入し	
な	践			9	水路附帯施設の保守管理	0	0		、不夫心寺となった理由を記入し言さい。
保全	活		10	農道の草刈り	0	0	<u> </u>		
活	動	農道	11	農道側溝の泥上げ	0	0		『更点』 まで「実施」欄に「〇」を記入した場	
動		~_	12	路面の維持	_	_		求めていた具体的な活動内容等	
		た	13	ため池の草刈り	0	0	の記え	入は不要としました。	
		め	14	ため池の泥上げ	_	_			
		池	15	ため池附帯施設の保守管理	_	-			
		共通	16	異常気象時の対応	0	0			

保全管理区域内に遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊信	休
農地発生防止のための保全管理の活動を実施する必要が	な
かった場合は「実施」欄に「×」を記入し、備考欄に理由を記	.入
してください。	

遊休農地発生防止のための保全管理

点検の結果遊休農地化のおそれのある農 地が無かったため未実施

遊休農地解消面積

研修は、5年間の活動期間で各1回実施します。(研 修は、活動を開始後の早い段階で実施します。) 実施済みの場合 →「実施年度:令和〇年」 今後実施予定の場合→「実施(予定)年度:令和〇年」 と記入してください。

「開催日」欄には、活動実績や収支決算に ついて総会や運営委員会に諮った日を記 入してください。

「計画」欄:一部(オレンジ着色セル)を除き、 活動計画書をもとに自動で作成されます。

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ていまオレンジ着色セルには、以下を入力してくだ

計画した活動→「○」

計画外の活動→「一」

※点検結果及び機能診断結果に応じて実 施する項目は、点検の結果、実施すること としたものは「計画」欄に〇を選択してくださ い。

「実施」欄:一部(オレンジ着色セル)を除き、

オレンジ着色セルには、以下を入力してくだ

実施した活動→「○」

実施できなかった活動、活動要件を満たせ なかった活動→「×」

実施状況報告書の作成方法(パソコン入力の場合)	 11 IS 1 S 1	/ · · · · · · · · ·	- 1 - 10 4 5
			人力の担合い
	ドロリタ.ノーデス	しきいし ししょ	ヘノルカラロノ

		Do CONTROJEOJE CONTROJE	\geq	<u>-</u>			ř
		34 生物多様性保全計画の策定	0	0			
	計	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	_	-			
	画	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	0	0			
	策定	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動 計画の策定	_	_			
農		38 資源循環計画の策定	-	_			
村環		39 生物の生息状況の把握(生態系保全)	0	0			
境保へ		45 植栽等の景観形成活動(景観形成・生活環 境保全)	0	0		活動計画書で行を追加	
全活動	実践		-			行数となるよう行を追 この場合、「活動項目	加してください。
25,	活動		_			欄は自動入力されませ ださい。	
			_				
		「活動計画書」と同じ行数になる よ	う、	この		重入してください。	
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	0	0			
	 る 活 動	活動の実施 58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 59 都道府県、市町村が特に認める活動	0	0	下の表中に取組面	積を記入してください。	
		60 広報活動・農村関係人口の拡大		0		「多面的機能の増進を	・図る活動」におい
	3 水管理を 環境負荷低	通じた環境負荷低減活動の強化に取り組む場合	(該		目のみ記載)】	ては、取組面積に関す んが、実施状況を把握 入力してください。	る要件はありませ
江	長期中 ⁻ 冬期湛 夏期湛 中干し処 の設置(作 の設置(作溝	=U 20 a pk 200 a pk 0 a pk 15 a 構実施) 0 a				・構成員の総人数の8 「実践活動」の実施日 を記入してください。 ・実践活動の参加者と わかる資料(構成員ー してください。	と参加人数、内容 構成員総人数が
【加算	措置に取り			I,	W-41 - CO 1=		1
農村協	茘働力の深 値	加算措置 とに向けた活動への支援	計画	実施	実施	人数及び内容等を記入)	
		加算措置	計画	実施	実施面積(右記の内数)	全対象水田面積	
水田(の雨水貯留	機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への	0	0	<i>5,500</i> a	<i>10,000</i> a	
		加算措置		n.	¢π + πγγαμόσ ~ σ	ニョュェテノゼナバ	
環境的	負荷低減の	図組への支援		万!	瓶1及ひ別紙2に	こ記入してください。	
_			_				

実施状況報告書の作成方法(パソコン入力の場合)

(3) 資源向上支払(長寿命化)

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。

計画欄は、活動計画書を基に自動で作成されます。

(水の)						実績								
#	延べ数量						——— 完	記成数量((km,箇所)					
水部	施設区分	活動項目	内容	(km,箇所)	の場合、う ち排水路延	前年度ま	Т		左記が水路の 場合、うち排 水路延長		設計等			
1.54 km	水路	61 水路の補修		0.03 km	0 km	1	km 0.0	03 km		0.03 km	1)	
たが地 (こので、こので、近日で (大さい。)	水路	62 水路の更新等	路への更新	0.24 km	km	ı	km <mark>0.2</mark>	20 km	km			<u> </u>		7 · ·
1.00 國 入してください。 1.00 国 入してください。 2.00 長は小数点以下第2位まで記入してください。 2.00 乗車 日間管理機構の借り受け農地の有無に当てはたさい。 2.00 乗車 日間管理機構の借り受け農地の有無に当てはたる時のは、情受、保護をした全てが対象となります。 1.00 国 入してください。 2.00 乗車 日間管理機構の借り受け農地の有無に当てはごり、 2.00 乗を記入してください。 2.00 乗を記入してください。 2.00 乗車 大きに対しては記入してください。 2.00 乗車 大きに構成を対しては記入してください。 2.00 東西 の 1.00 東京 で被災した施設の小規を設定するがよります。 2.00 東京 では、第2 ではいに別紙2の第4の1の 及び第4の2の(3)の規定に基づく特を国の適用を受けた場合 2.00 国用を受けた場合	農道			1.54 km		1	km <mark>0.5</mark>	50 km		10.30 K		-		
度の完成数量を記入してください。 延長は小数点以下第2位まで記入してください。 延長は小数点以下第2位まで記入してください。 延長は小数点以下第2位まで記入してください。 においるには、水路のうち排水機能を有する。 路(反復利用等が行われる用排兼用水路を は)の数量を記入してください。 との場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 との場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 との場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 との場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 との場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 との場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 との場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 との場合にはる場合は○を記入してください。 とではまる場合は○を記入してください。 と変をした全てが対象となります。 と変をした全てが対象となります。 「おいまのは影似等で被災した施設の小技な被災箇所の補格や復旧等を行った技な被災箇所の補格や復旧等を行った技な被災箇所の補格や復旧等を行った技なが災箇所の補格や復旧等を行った方な被災箇所の補格や復旧等を行った方な被災箇所の補格や復旧等を行った方とない。 と対していまる場合は、はいまないます。 「は組みを活動内容と施設名を明らして記入してください。 と対していまる場合は、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 「は組みを活用していまな場合はつを記入してください。 ・今年度、都近所限等が行うマッチングの仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた)	ため池		ゲートの更新	3.00 箇所	f	Œ	所 1.0	00 箇所		11 00 1997			こ 勿口は . 〇] G BP
度の完成数量を記入してください。 延長は小数点以下第2位まで記入してください。 延長は小数点以下第2位まで記入してください。 延長は小数点以下第2位まで記入してください。 「R7変更点」 排水路には、水路のうち排水機能を有する。 路(反復利用等が行われる用排兼用水路を もつ場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 場中間管理機構の借り受け農地の有無「リ判断してください。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 「R7変更点」 といる自然災害による特例措置の適用 と記を適用して取り組んだ活動内容 (L-OOmの復旧等)を記載すること。 「機能に係る課税事業者の該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 「次)多面的機能支払交付金実施要綱」 「の第4の3並びに別紙2の第4の1の及び第4の2の(3)の規定に基づく特例置の適用を受けた場合 以下の体制窓化の取組に当てはまる場合はつを記入してください。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・(仕組みを活用して人材を確保できた)									3	<u> </u>	5. // m			ı, = L <u>L</u>
延長は小数点以下第2位まで記入してください。 【R7変更点】 排水路には、水路のうち排水機能を有する。 路(仮復利用等が行われる用排兼用水路をむ)の数量を記入してください。 計画計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。 その場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 以下に当てはまる場合は○を記入してください。 製地中間管理機構の借り受け農地の有無(り判断してください。)。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 【R7変更点】 基大な自然災害で被災した施設の小規な被災箇所の補修や復旧等を行った場(※)、具体の活動内容と施設名を明らして記入してください。 (※)多面的機能支払交付金実施要網)の第4の3並びに別紙2の第4の1の及び第4の3並びに別紙2の第4の1の及び第4の3並びに別紙2の第4の1の及び第4の3並びに別紙2の第4の1の及び第4の3並びに別紙2の第4の1の方が、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 【R7変更点】 基大な自然災害で被災した施設の小規な被災箇所の補修や復旧等を行った場(※)多面的機能支払交付金実施要網に行えたさい。 (※)多面的機能支払交付金実施要網に対してください。 ・今年の活動組織で該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 【R7変更点】 「保証の活動和機能ではよれな場合には、市町村が定める様式では入れてに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 【R7変更点】 「保証の活動和機能を対してください。」 ・今年度、称には構成員が加わった。 ・(仕組みを活用して人材を確保できた)								_						当該年
排水路には、水路のうち排水機能を有する。 路(反復利用等が行われる用排兼用水路をむ)の数量を記入してください。 計画計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。 その場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 上記を適用して取り組んだ活動内容 ※施設名(〇〇水路等)及び具体の活動内容(Leoomの復旧等)を記載すること。 「株理・ 「大変更点」 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記入してください。 ※施設名(〇〇水路等)及び具体の活動内容 (Leoomの復旧等)を記載すること。 「株理・ 「大変更点」 上記入してください。 ※参車の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式では入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 「大学の体制操化の取組に当てはまる場合は「を記入してください。 一会年度、都定相県等が行うマッチングの仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた) 「本報と、新たに構成員が加わった。 今年度、都定相県等が行うマッチングの仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた) 「本報と、特別では、本報と、特別では、大学に、新たに構成員が加わった。 今年度、都定相県等が行うマッチングの仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた) 「本報と、対策をは、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学で							+	_						ください
排水路には、水路のうち排水機能を有する。路(反復利用等が行われる用排兼用水路をむ)の数量を記入してください。 計画計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。 その場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 といて、といる場合は、でを記入してください。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記を適用して取り組んだ活動内容 上記入してください。 1 次の 第4の 3 並びに別紙2の第4の1の及び第4の2の(3)の規定に基づく特例ますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 次下の体制操化の取組に当てはまる場合はつを記入してください。 今年度、都定に構成員が加わった。 今年度、都定に構成員が加わった。 今年度、都定に構成員が加わった。 今年度、都定に構成員が加わった。 (仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた)														
路(反復利用等が行われる用排兼用水路をむ)の数量を記入してください。 計画計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。 その場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 脚中間管理機構の借り受け農地の有無(り判断してください。過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 【R7変更点】 基大な自然災害による特例措置の適用 上記を適用して取り組んだ活動内容 ※施設名(〇〇水路等)及び具体の活動内容(L=〇〇mの復旧等)を記載すること。 消費税に係る課税事業者の該当の有無 本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。 ・今年度、新定に構成員が加わった。 ・今年度、新定に構成員が加わった。 ・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた)												かうち排っ	火機能を有る	ナスォ
計画計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。 その場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 【R7変更点】 基大な自然災害で被災した施設の小規を被災箇所の補修や復旧等を行った場で、決別、具体の活動内容と施設名を明らして記入してください。 「農地中間管理機構の借り受け 「大な自然災害で被災した施設の小規を被災箇所の補修や復旧等を行った場で、決別、具体の活動内容と施設名を明らして記入してください。 「農地中間管理機構の借り受け 「大な自然災害で被災した施設の小規を被災箇所の補修や復旧等を行った場で、決別、具体の活動内容と施設名を明らして記入してください。 「大な自然災害で被災した施設の小規を被災箇所の補修や復旧等を行った場で、対別を収入してください。 「大な自然災害で被災した施設の小規をはいます。」 「大な自然災害で被災した施設の小規を活動内容と施設名を明らして記入してください。」 「大な自然災害で被災した施設の小規をがり、具体の活動内容と施設名を明らして記入してください。」 「大な自然災害で被災した施設の小規をが多くを表してください。」 「大な自然災害で被災した施設の小規を活力してください。」 「大な自然災害で被災した施設の小規を活力してください。」 「大な自然災害で被災した施設の小規を活力してください。」 「大な自然災害で被災した施設の小規を活力してください。」 「大な自然災害で被災した施設の小規を表して、対している。」 「大な自然災害で被災したを認入してください。」 「大な自然災害で被災した施設の小規をでは、対している。」 「大な自然災害で被災した施設の小規をでは、対している。」 「大な自然災害で被災した施設の小規をでは、対している。」 「大な自然災害で被災した施設の小規をでは、対している。」 「大な自然災害で被災した施設の小規を表している。」 「大な自然災害で被災した施設の小規を表している。」 「大な自然災害で被災した施設の外規を表している。」 「大な自然災害で被災したが対している。」 「大な自然災害で被災した施設の小規をいる。」 「大な自然災害で被災したが対している。」 「大な自然災害で被災したが対している。」 「大な自然災害で被災したが対している。」 「大な自然災害で被災したが対している。」 「大な自然災害で被災したを追求では、対している。」 「大な自然災害で被災したが対している。」 「大な自然災害で被災したを追求では、対しないる。」 「大な自然災害で被災している。」 「大な自然災害で被災している。」 「大な自然災害で被災している。」 「大な自然災害で被災している。」 「大な自然災害で被災している。」 「大な自然災害で被災している。」 「大な自然災害では、ないる。」 「大なないる。」 「大な自然災害では、ないる。」 「大な自然災害では、ないる。」 「大な自然災害では、ないる。」 「大ないるないる。」 「大ないるないるないる。」 「大な自然災害ないるないる。」 「大ないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるな														
世の場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 その場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保受渡をした全てが対象となります。 「R7変更点」 基大な自然災害による特例措置の適用 上記を適用して取り組んだ活動内容 ※施設名(〇〇水路等)及び具体の活動内容(L=〇〇mの復旧等)を記載すること。 消費税に係る課税事業者の該当の有無 本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・(仕組みを活用して人材を確保できた)	「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿力							挿入して	くださむ	の数量	を記入し	てください	<mark>,١</mark>	
正式な自然災害による特例措置の適用 上記を適用して取り組んだ活動内容 ※施設名(〇〇水路等)及び具体の活動内容(L=〇〇mの復旧等)を記載すること。 消費税に係る課税事業者の該当の有無 本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で 「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。 以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた)	してください。 その場合、「計画」欄は自動入力されませんので、ご留意ください。 以下に当てはまる場合は○を記入してください。							曲.	抽出阻益	₩ ТШ 1/1/ 1#				
上記を適用して取り組んだ活動内容 ※施設名(〇〇水路等)及び具体の活動内容(L=〇〇mの復旧等)を記載すること。 消費税に係る課税事業者の該当の有無 本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた)			は○を記入してくださ		んので	、ご留	意く	ださい	。 り 過:	判断して 年度から	ください。 らの継続	保有地も	含め、借受	
本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた) (※)多面的機能支払交付金実施要綱 1の第4の3並びに別紙2の第4の1の及び第4の2の(3)の規定に基づく特例置の適用を受けた場合	農地中間	管理機構の借り	は○を記入してくださ)受け		んので 	、ご留	意く <u></u>	ださい	。 り 過:	判断して 年度から 渡をした	ください。 の継続 全てが文	保有地も	含め、借受	
本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 以下の体制強化の取組に当てはまる場合は○を記入してください。 ・今年度、新たに構成員が加わった。 ・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。 (仕組みを活用して人材を確保できた)	製地中間 基大な自 上記	管理機構の借り 然災害による特別を適用して取	は○を記入してくださ)受け 寺例措置の適用 り組んだ活動内容	ι, ν _ο	4				。 リ 過 受	判断して 年度から 渡をした 【R7変 - 基被 、 (<u>※</u>)、	ください。 らの継続 全てが文 更点 は自然災 後箇所の 具体の に	保有地も 対象とない 害で被災 補修や復 舌動内容	含め、借受 Jます。 した施設の IU等を行っ	、保有、 小規模 た場合
- 今年度、新たに構成員が加わった。	農地中間 基大な自 上記	管理機構の借り 然災害による特別を適用して取 ※施設名(〇〇	は○を記入してくださ)受け 寺例措置の適用 り組んだ活動内容 水路等)及び具体の活	ι, ν _ο	4				。 リ 過 受	判断して 年度をした 【R7変 基被(※)、 して に、)多	ください。 全でが対 では、 のでが対 では、 のでが対 では、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	保有地もり 書で被災復 野がり内容 ださい。 能支払交	含め、借受 Jます。 した施設の 旧等を行っ と施設名を で付金実施要	、保有、小規模合けるので、
(仕組みを活用したが人材の確保はできなかった)	慢地中間を き大な自 き大な自 き き き き き き き き た な き き き き き き き き き き	管理機構の借り は然災害による特別を適用して取 ※施設名(〇〇) 係る課税事業者 はなの活動が、課税事業	は○を記入してくださ ご受け 詩例措置の適用 り組んだ活動内容 水路等)及び具体の活 者の該当の有無 組織で該当するな 選に該当する場	動内容(L=OOm にほとん 、市町村	の復旧等と無いた方が定	等)を	記載する	。 り 過 受 ること。	判 年 渡 【R7変な (R7変な (Nのび し (1のび 入のび のび のが	ください。 全 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	保有となり 書「を持ちない。 は、これでは、 では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	含め、借受 リます。 した施設の 旧等を行っ と施設名を を付金実施要 その第4の 現定に基づく	、保有、 小規模合 けらかに 調らかに 利別 1の(4)
•	地中間 は大な自 は で た な た な た た た た た た た た た た た た た た た	管理機構の借り 然災害による特別 記を適用して取 ※施設名(〇〇) ※係る課税事業者 十金の活動業 れに係る消 、課税の取組に 、新たに構成し 、新たに構成し 、都道府県等が	は○を記入してくださ う受け 詩例措置の適用 り組んだ活動内容 水路等)及び具体の混 者の該当の有無 組織で該当する場 者に該当する場 費税等相当額報 こ当てはまる場合は○ 員が加わった。 が行うマッチングの仕	い。 動内容(・ 一スはも ・ 合にはも ・ 合き書して を記入して を記入して を記入して	L=OOm にほとん 、市町村 D提出た	の復旧等と対が定すが必要	等)を	記載する	。 り 過 受 ること。	判 年 渡 【R7変な (R7変な (Nのび し (1のび 入のび のび のが	ください。 全 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	保有となり 書「を持ちない。 は、これでは、 では、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	含め、借受 リます。 した施設の 旧等を行っ と施設名を を付金実施要 その第4の 現定に基づく	、保有、 小規模 た場合 明らか に綱別系 1の(4)

【P7恋面占】

※学校、企業、農業に関心のある非農業者等

・今年度、新たに土地改良区、JA等に事務を委託した。

多面的機能支払交付金の第3期対策(R7~R11)では、活動組織の体制強化に向けた多様な人材の参画及び活動組織の広域化や、事務の効率化を推進することとしています。 活動組織の体制強化の取組状況を把握するため、全ての当てはまる項目に「〇」をしてください。

実施状況報告書の作成方法(手書きの場合)

手書きの場合は、金銭出納簿の集 計欄から当該年度の交付金の収入 支出実績を記入してください。

(別添)

多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

			組織名称	○○地域資源保全会
< 7:	年度	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	0.45	金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の1と2から転記して
		項目	金額	ください。
	1.	(農地維持・資源向上(共同))	100,000円	/
収入	2.	前年度からの持越金 (資源向上(長寿命化))	200,000	金銭出納簿の12.資源同上(長寿命
の	3.	農地維持・資源向上(共同)交付金	2,654,500円	化)」の集計欄の1と2から転記してください。
部	4.	資源向上(長寿命化)交付金	1,840,000円	200
	5.	利子等		・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向
	Ê	à 計	4,794,500円	上(共同)」と「2.資源向上(長寿命
			0.47	化)」両方の「3.利子等」の金額を合計 して記入してください。
		項目	金額	
	1.	支出総額 (農地維持・資源向上(共同))	2,623,000円	金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上
		日当	120,000円	・ (共同)」の集計欄の4~7から転記し
		外注費		てください。
		その他	2,503,000円	۲
支	2.	支出総額(資源向上(長寿命化))	1,815,360円	T
出の		日当	300,000円	
部		外注費	1,200,000円	十一 化)」の集計欄の4~7から転記してく ださい。
		その他	315,360円	
	3.	返還	640円	
	4.	(農地維持・貧源向上(共同))	131,500円	水路の草刈りに係る資材の購入
	5.	次年度への持越金 (資源向上(長寿命化))	224,000円	別紙のとおり
		合 計	4,794,500円	

金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「8.返還」の金額を合計して記入します。

持越金がある場合は、備考欄に その使用予定を具体的に記入してください。 なお、持越金が当該年度交付金の3割を 超え、かつ、100万円以上である場合は 使用予定表を作成してください。

実施状況報告書の作成方法(手書きの場合)

「開催日」欄には、活動実績や収支決算に ついて総会や運営委員会に諮った日を記 入してください。

1. 総会又は運営委員会の実施時期

実施状況について、以下のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ていま 「計画」欄:以下を記入してください。

開催日 〇年〇月〇日

2. 組織の広域化・体制強化の状況

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

広域活動組織	特定非営利活動法人	活動支援班の設立				
		0 /				

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」欄:活動計画書において計画した活動に「〇」、計画外の活動項目に「一」を記

「実施」欄:活動要件を満たした活動項目に「〇」、 要件を満たせなかった場合や実施しなかった場合に「×」、

対象外の活動項目には「一」を記入する。

「備考」欄:「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施しな

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

「計画」欄: 以下を記入してください。 計画した活動→「○」 計画外の活動→「一」 ※点検結果及び機能診断結果に応じて

※点検結果及び機能診断結果に応じて実施する項目は、点検の結果、実施することとしたものは「計画」欄に〇を選択してください。

「実施」欄:以下を記入してください。 実施した活動→「〇」 実施できなかった活動、活動要件を満た せなかった活動→「×」 対象外の活動→「一」

※農地維持支払交付金の交付を受けずに 活動を実施した場合も記入してください。

	活動	区分		活動項目	計画	実施	備考
		点検・	1	点検	0	0	
	Ē	†画策定	2	年度活動計画の策定	0	0	
		研修	3	事務・組織運営等に関する研修	0	0	実施年度:令和7年
		10/119		機械の安全使用に関する研修	_	1	実施(予定)年度:令和9年
地域資		農用	4	遊休農地発生防止のための保全管理	0	0	遊休農地解消面積 10 a
源		地 /	5	畦畔・法面・防風林の草刈り	0	0	
0			6	鳥獣害防護柵等の保守管理	0	×	点検の結果、異常なし
基礎		/2K	7	水路の草刈り	0	0	
的	実	路	8	水路の泥上げ	0	0	□「備考」欄:「実施」欄に「×」を記入した □ 場合、未実施等となった理由を記入し
なっ	践		9	水路附帯施設の保守管理	0	0	てください。
保全	活動	農	10	農道の草刈り	0	0	
活	劉	辰 道	11	農道側溝の泥上げ	0	0	─【R7変更点】 これまで「実施」欄に「○」を記入した場
動			12	路面の維持	_	ı	合に求めていた具体的な活動内容等
		た	13	ため池の草刈り	0	0	の記入は不要としました。
		め	14	ため池の泥上げ	_	_	
		池	15	ため池附帯施設の保守管理	_	_	
		共通	16	異常気象時の対応	0	0	

保全管理区域内に遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休 農地発生防止のための保全管理の活動を実施する必要がな かった場合は「実施」欄に「×」を記入し、備考欄に理由を記入 してください。

4 遊休農地発生防止のための保全管理

点検の結果遊休農地化のおそれのある農 地が無かったため未実施 遊休農地解消面積 研修は、5年間の活動期間で各1回実施します。(研修は、活動を開始後の早い段階で実施します。) 実施済みの場合 →「実施年度:令和〇年」 今後実施予定の場合→「実施(予定)年度:令和〇年」 と記入してください。

実施状況報告書の	作战方法	(千里キの担合)	١
天心 小 元 知 古 吉 い	TFJX/J/云	(士吉さい)あ口.	J

		of The control of the					_
		Do ためigorを向よmile等					7
		34 生物多様性保全計画の策定	0	0			
	計画	35 水質保全計画、農地保全計画の策定	_	_			
	画 策	36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	0	0			
	定	37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動 計画の策定	_	-			
農		38 資源循環計画の策定	-	<u> </u>			
村環		39 生物の生息状況の把握(生態系保全)	0	0			
境保		45 植栽等の景観形成活動(景観形成・生活環境保全)	0	0			
全活	実					実践活動については、	活動計画書に位
動	活					置付けた活動項目を記	己入してください。
	動		-				
			_				
						エフィーノビン・	
	=======================================	「活動計画書」と同じ行数になる。		-)級より上に行を指 	事人してくたさい。	
	啓発・普及	51 啓発・普及活動	0	0			
	3	治動の実施					
	活	58-3 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化	0	0	下の表中に取組面		
	動	59 都道府県、市町村が特に認める活動	<u> </u>	 _			
		60 広報活動・農村関係人口の拡大	0	0		「多面的機能の増進を	・図る活動 におい
						ては、取組面積に関す	る要件はありませ
[58-	3 水管理を	強心た環境負荷低減活動の強化に取り組む場合	(該)	当取績	目のみ記載)】	んが、実施状況を把握	量するため、面積を
3	環境負荷低					記入してください。	
	長期中 冬期湛					・構成員の総人数の8	割以上が参加する
						「実践活動」の実施日	と参加人数、内容
	中干し延					を記入してください。 ・実践活動の参加者と	
-	の設置(作済 の設置(作満					わかる資料(構成員一	
	DIDE (TF用	小夫地 しょ				してください。	3824 0 (2) (2)
【加算	算措置に取り	組む場合】					
		加算措置	計画	実施	備考(参加)	人数及び内容等を記入)	
農村協	茘働力の深(化に向けた活動への支援			実施		
		加算措置	計画	実施	実施面積(右記の内数)	全対象水田面積	
水田(支援	の雨水貯留	幾能の強化(田んぼダム)を推進する活動への	0	0	<i>5,500</i> a	<i>10,000</i> a	
		加算措置					
環境負	負荷低減の阻	型組への支援		別	紙1及び別紙2ほ	こ記入してください。	
-			-				•

実施状況報告書の作成方法(手書きの場合)

(3) 資源向上支払(長寿命化)

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

※施設単位について、「ため池」は「箇所」、「水路」及び「農道」は「km」とします。 「水路」「農道」でゲート等を施工するなど「箇所」単位とすることが一般的なものであっても、

「1箇所=0.01km」として扱い、「km」単位で記入してください。

計画欄は、活動計画書を基に記入してください。

11 固別	1=0.01Km] 2C	/て扱い、「km」単位でi	に入しく	- くに	.au.																											
		計画								実	績																					
			延べ数	效量	左記が水路			完成	数量(km,篋	所)			調査・																		
施設区分	活動項目	内容	(km,箇	前所)	の場合、う ち排水路延 長(km)	前年度	まで	本组															水路の うち排 延長 m)			うち排 合計		設計等 ` のみ				
水路	61 水路の補修	水路〇一〇の老朽化部分の 目地補修	0.03	km	0 km		km	0.03	km		km	0.03	km			`	\															
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水 路への更新	0.24	km	km		km	0.20	km		km	0.20	km																			
農道	63 農道の補修	震道○一○の路肩及ひ法面 の補修	1.54	km			km	0.50	km			0.50	k 🛓	当該年周	ミにエ	事を行ね	bず、調査·	や														
ため池	66 ため池 (附帯 施設) の更新等	ゲートの更新	3.00	箇所			箇所	1.00	箇所			1.00 🖺					合は「〇」を	記														
									7				4	入してく	ごさい 。)																
																w = -	-															
														Fに位置 【量を記)うち、当該 、	年														
																	.。 入してくださ	よい。														
											. — .																					
											_	7変更				11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1. t. t. 1. 															
																	能を有する。															
	Г	- 舌動計画書」と同じ行数	対になる	るよう	5、この紡	より」	とに行	を挿え	して	くださ				サ寺が1を記入し			兼用水路を	己														
												34.	= (

以下に当てはまる場合は○を記入してください。 農地中間管理機構の借り受け

基大な自然災害による特例措置の適用

上記を適用して取り組んだ活動内容

※施設名(○○水路等)及び具体の活動内容(L=○○mの復旧等)を記載すること。

消費税に係る課税事業者の該当の有無

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者に該当する場合には、鹿屋市が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

農地中間管理機構の借り受け農地の有無により判断してください。

過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、 受渡をした全てが対象となります。

【R7変更点】

基大な自然災害で被災した施設の小規模な被災箇所の補修や復旧等を行った場合 (※)、具体の活動内容と施設名を明らかに して記入してください。

(※)多面的機能支払交付金実施要綱別紙 1の第4の3並びに別紙2の第4の1の(4) 及び第4の2の(3)の規定に基づく特例措 置の適用を受けた場合

以	下	σ,)体i	制強	化	の取	組に当	てし	はまる	5場合(は〇	を記	入し	\mathcal{T}^{\langle}	くだる	さい	١,

- ・今年度、新たに構成員が加わった。
- ・今年度、都道府県等が行うマッチングの仕組みを活用した。

(仕組みを活用して人材を確保できた)

(仕組みを活用したが人材の確保はできなかった)

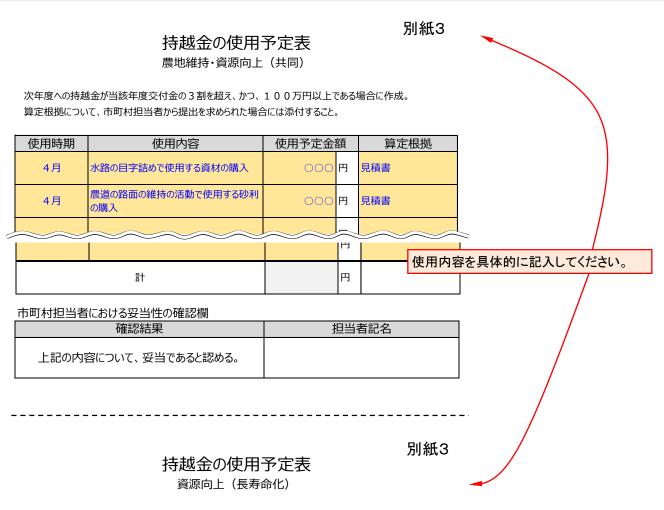
- ・今年度、新たに集落内外の人材・団体等(※)と連携して活動した。 ※学校、企業、農業に関心のある非農業者等
- ・今年度、新たに土地改良区、JA等に事務を委託した。

【R7変更点】

多面的機能支払交付金の第3期対策(R7~R11)では、活動組織の体制強化に向けた多様な人材の参画及び活動組織の広域化や、事務の効率化を推進することとしています。 活動組織の体制強化の取組状況を把握するため、全ての当てはまる項目に「〇」を記入して ください。

別紙3 持越金の使用予定表

- 残額は、次年度の当初期間に必要な額に限り、持越すことができます。
- 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化整備計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- 持越金については、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記入してください。なお、農地維持と資源向上(共同)の持越金の合計額が、当該年度のそれらの交付額の合計の3割を超え、かつ100万円以上である場合と、資源向上(長寿命化)の持越金が当該年度の資源向上(長寿命化)の3割を超え、かつ100万円以上である場合は使用予定表を作成してください。
- 使用予定が明確でないものは、鹿屋市に返還することが必要です。
- 持越金を次年度に活用する際には、前年度の実施状況報告書で定めた用途に従って使用してください。



次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。 算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額		算定根拠
4月	水路更新で使用する資材購入	000	円	見積書
			严	

4 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)【R7追加】

• 令和7年度から、全ての活動組織が環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)のチェックシートに取り組む必要があります。

• チェックシート(様式第1-11号)は、活動期間の最終年度の実施状況報告時に「報告時(しました)」の欄にチェックを入れ、実施状況報告書と併せて鹿屋市長に提出する必要があります。

みどりチェックの詳細は、活動組織向けの解説書を参照してください。

https://www.maff.go.jp/i/nousin/kanri/tamen siharai.html

多面 クロスコンプライアンス





The second section of the control of

報告時(しました)の欄にチェックします。

(様式第1-11号)

農林水産省様式

申請時記入日:令和7年4月 報告時記入日:令和11年3月

多面的機能支払交付金 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック) チェックシート

組織名: 〇〇地域資源保全会

	(1)適正な施肥	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
	「環境負荷低減の取組への支援」 (※1) の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	0	2	Ø
_	「環境負荷低減の取組への支援」 (※1) の交付を受ける場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	0	•	•

	(2) 適正な除草や害虫駆除等	該当しない	申請時 (します)	報告時(しました)
1	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農薬の適正な使用・保管	0	0	
	「環境負荷低減の取組への支援」 (※1) の交付を受ける場合 農薬の使用状況等の記録・保存	0	Ø	3

	(3) エネルギーの節減	該当しない	申請時 (します)	報告時(しました)
(5)	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	0	0	
6	活動組織で作業機械等を所有している場合 省エネを意識し、作業機械等の不必要・非効率なエネ ルギー消費をしないよう努める	Ø	0	0

(4) 悪臭及び害虫の発生防止	該当しない	申請時 (します)	報告時(しました)
全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く)	特定事業実施者のみ		
除草や水路の泥上げ等を行う場合には、気温や周辺環 境等を考慮し、草や土砂等を適切に処理することで悪 臭・害虫の発生防止・低減に努める		ø	Ø

	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	該当しない	申請時 (します)	報告時(しました)
1	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者			
8	ブラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理		2	

	(6) 生物多様性への悪影響の防止	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
Г	多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場			
۱	合			
9	雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施		☑	☑
	時期の判断に努める			
	生態系への影響が想定される工事等を実施する場合			
10	生態系に配慮した事業実施に努める	0	☑	☑

	(7)環境関係法令の遵守等	該当しない	申請時 (します)	報告時 (しました)
Û	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める		Ø	Ø
12)	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 関係法令の遵守		Ø	Ø
(3)	活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	•	0	0
(34)	全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 正しい知識に基づく作業安全に努める		3	Ø

- 注1 中請時は該当する全ての項目の「します」の□にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は 実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「しました」の□にチェックしてください。
- 注2 記載内容に該当しない場合は「(該当しない □)」にチェックしてください。この場合、 当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
- ※1 多面的機能支払交付金実施要網別紙2の第6の2の(1)のウのd及び第4の1の(3)の活動をいう。
- ※2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

VI

地域資源保全管理構想

農村の構造変化に対応した保全管理目標を設定して推進活動を実施し、活動期間終了後に農道や水路等が適切に管理できるよう、地域資源保全管理構想を策定します。

【活動のねらい】

農村地域では、過疎化や高齢化、担い手への農地集積の加速化など構造変化が進展しており、今後、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を担う地域の人材の不足や担い手への負担の増加により、その保全管理が困難となることが懸念されます。

このため、担い手を含めた地域内の役割分担・協力体制を明確にし、地域資源を地域で支える体制を構築するほか、地域外の人材の確保や連携の取組を進めること等により、将来にわたって持続的に地域資源を保全管理していく必要があります。

【活動内容】

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、以下の1~3の手順で実施します。

- 1 構造変化に対応した保全管理目標とその内容、目標を実現するために実施すべき推進活動の内容等を活動計画書に位置づける
- 2 計画に位置付けた内容に基づき、地域における話し合いや意向調査等の推進活動を実施
- 3 推進活動の結果を踏まえて、5年間の活動終了時までに、目指すべき保全管理の姿やそれに向けて取り組むべき活動・方策等を「地域資源保全管理構想」として取りまとめる

地域資源の保全管理のための推進活動の取組スケジュール



各段階の詳細な実施手順は、以下(次ページ)に示すとおりです。

地域計画の策定に伴う「地域資源保全管理構想」のみなし規定について【R5拡充】

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に定める地域計画において、別記1-4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれている場合は、それをもって地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

1. 保全管理目標や推進活動の内容を計画に位置づける

地域農業の将来像について地域の皆さんで話し合っていただき、農用地や水路等の地域 資源の①保全管理目標を定めます。これを踏まえ、地域ぐるみで取り組んでいくべき②保 全管理の内容とその③活動方向を定めた上で、これを実現する具体的な行動として④活動 内容を定めます。

これらの項目については以下に示すとおり、想定される主な内容を活動計画書に例示していますので、該当する項目から選択することにより活動計画書に記載します。該当項目が無い場合は、「その他」の項目に具体的な内容を記載します。

① 構造変化に対応した保全管理の目標の設定

	類型	保全管理目標	該当地域等
_	中心経営体型	地域内の中心経営体の育成・確保、 農地集積を図り、中心経営体との役 割分担や労力補完により保全管理 を図る。	「地域計画」のうち「目標地図(基盤 法第19条第3項の地図をいう。)に位 置付けられた者」に相当する経営体 である「中心経営体」との役割分担 や労力補完を図る地域等が該当
	集落ぐるみ型	集落営農組織の構築・充実等を図り、 集落を基礎とした農業生産体制の 整備と合わせた地域ぐるみの保全 管理を図る。	多数の小規模農家、兼業農家等が 参画する形での集落単位の営農と 一体的あるいは連携した取組を図る 地域等が該当
	地域外経営体 連携型	地域外の農業生産法人や認定農業 者等への農地集積を図り、地域外の 経営体との協力・役割分担により保 全管理を図る。	地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を 図る地域等が該当
_	集落間·広域 連携型	広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。	活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等が該当
	多様な参画・ 連携型	地域住民の参画、地域外の団体や 都市住民等との連携を図り、地域外 を含め多様な地域資源管理の担い 手の確保により保全管理を図る。	資源向上支払で多様な主体の参画による保全管理を進める地域や、 NPO法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等が該当
	_	その他(地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定)	

② 保全管理の内容

今後、地域資源の適切な保全管理を図っていくため、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を選択します。 (1項目以上選択)

農地の利	用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
高齢化の	進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
不在村地	主等の遊休農地に係る管理作業
農業者、均	也域住民等が担う共同利用施設の保全管理
その他	
	例:景観保全に資する地域ぐるみで行う農用地・施設の管理、農地集積や 水田フル活用に対応した農業用水の適正管理 等

\sim	·:	_		
3	活動	$\boldsymbol{\sigma}$	_	_
(-)	. 上 甲川	"	$\boldsymbol{\neg}$	ш
· •	/ 🎞 🖘 /	~	/	1-

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、今後進めていく方向性を選択します。

(1項目以上選択)

担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保
不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)

④ 活動内容

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、具体的に行う推進活動内容について 選択します。 (1項目以上選択)

農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会
地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
その他(例:地域外の団体、都市住民、企業との交流・連携を図る活動等)

2. 推進活動の実施

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、活動期間中に作成する必要のある「地域資源保全管理構想」を策定する上で重要な活動となります。

このため、活動計画に基づく推進活動の実施に当たっては、次の3. に示す「地域資源保全管理構想」の作成内容を念頭におき、地域における話し合い、検討会の開催、アンケート調査、現地調査等の推進活動を毎年度実施します。

活動を実施した際には、実施日時や内容を活動記録(実施要領様式第1-6号)に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。

鹿屋市が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。 話し合いの内容や調査結果については、総会等で構成員に周知しましょう。

3. 地域資源保全管理構想の策定

(1)地域資源保全管理構想とは

「地域資源保全管理構想」は、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合っていただき、構想としてまとめていただくものです。

具体的な記載内容としては以下のとおりであり、地域計画や鹿屋市が定めるビジョン等で 整理された農業振興や担い手の育成・確保の方向を踏まえ、話し合いを深めて作成します。

構想は、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の成果を踏まえ、5年間の活動期間の最終年度までに、今後の目指すべき保全管理の姿やこの姿の実現に向けた活動・方策について取りまとめてください。

なお、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条第1項に定める地域計画において、別記1-4の第4の2に定める地域資源保全管理構想に準ずる内容が含まれている場合は、それをもって地域資源保全管理構想を作成したとみなすことができます。

(別添)

〇〇地区地域資源保全管理構想 (〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

- (1)農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等
- ・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
- ・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の 地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- (1)農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設について行う活動
- ・対象とする活動の範囲、内容を記載する。

・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農 家、地域住民等の参画等を記載する。

- 3. 地域の共同活動の実施体制
- (1)組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
 - ① 農用地について行う活動
 - ② 水路、農道、ため池について行う活動
 - ③ その他施設について行う活動
- 4. 地域農業の担い手の育成・確保
- (1) 担い手農家の育成・確保
- (2)農地の利用集積

- ・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地 集積の現状及び目標を記載する。
- 5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策
 - ・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策 を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備
- ※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。

(2)組織での話し合いの進め方

構想の策定に向けては、5年間の活動期間中に実施する推進活動等により、地域農業の将来のあり方について継続的に話し合いを積み重ねていく必要があります。

①話し合いの場の設定

- ・まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
- その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
- また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
- 進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

②資料の準備

- 議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について 資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
- ・また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの 資料を準備します。
- 地域計画や鹿屋市が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

③課題の抽出

・用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題(施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等)があるのかを参加者から発言してもらい、構想作成から5年程度を見通して想定される課題について議論し取りまとめます。

④課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

- ・課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- ・検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
- ・取り組むべき活動・方策が決まったら、「地域資源保全管理構想」の案を取りまとめ、 組織の総会等において構成員の合意を得ます。

(3)地域資源保全管理構想の策定

(2)で検討した内容を所定の様式に取りまとめます。 次のページに記載例を示します。(青字部分が記載例)

○○地区地域資源保全管理構想 (○年○月作成)

- 1. 地域で保全管理していく農用地及び施設
- (1)農用地

田 Oa 畑 Oa 草地 Oa

(農用地の範囲・位置は別紙のとおり)

(2)水路、農道、ため池

水路 Okm(開水路 Okm、パイプライン Okm)

農道 Okm ため池 O箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

(3)その他施設等

鳥獣害防護柵〇箇所防風林〇箇所防風ネット〇箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

- ・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
- ・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風 林等その他の地域で保全管理していく施設につ いて記載する。

- (1)農用地について行う活動
 - ・遊休農地等の発生状況の把握 毎年1回(5月)
 - ・遊休農地発生防止のための保全活動 毎年1回(6月)
 - ·畦畔·農用地法面の草刈 毎年1回(5月)
 - 異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
 - ・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

対象とする活動の範囲、内容を記載する。

- (2)水路、農道、ため池について行う活動 1)水路
 - 水路の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)
 - 水路の泥上げ 毎年1回(4月)
 - ・施設の適正管理(かんがい期前の注油) 毎年1回(4月)
 - 異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
 - ・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

2)農道

・路肩、法面の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)

・側溝の泥上げ 毎年1回(4月)

・施設の適正管理(農道の路面維持) 点検結果に応じて実施時期を決定

・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後

・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

(3)その他施設について行う活動

·鳥獣害防護柵の適正管理 毎年3回(6月、8月、9月)

・防風林の枝払い 毎年1回(4月)・防風ネットの適正管理 毎年1回(4月)

(活動の範囲は別紙のとおり)

- 3. 地域の共同活動の実施体制
- (1)組織の構成員、意思決定方法
 - ・組織の構成員は別紙のとおりとする。
 - ・組織の意思決定は総会により行う。

(2)構成員の役割分担

担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

構成員区分活動項目	農業者(担い手)	農業者(担い手以外)	土地持ち非農家	地域住民	その他()
①農用地について行う活動					
・遊休農地等の発生状況の把握					
・遊休農地等発生防止のための保全活動					
・畦畔・農用地法面の草刈り					
・異常気象時の見回り					
・応急措置					
②水路、農道、ため池について行う活動					
1)水路					
・水路の草刈り					
・水路の泥上げ					
・施設の適正管理(かんがい期前の注油)					
・異常気象時の見回り					
•応急措置					
2)農道					
・路肩、法面の草刈り					
・側溝の泥上げ					
・施設の適正管理(農道の路面維持)					
・異常気象時の見回り					
•応急措置					
③その他施設について行う活動					
・鳥獣被害防止柵の適正管理					
・防風林の枝払い					
・防風ネットの適正管理					

- 4. 地域農業の担い手の育成・確保
- (1)担い手農家の育成・確保

【現状の例】

- ・令和〇〇年における認定農業者数は、家族経営〇〇経営体、法人経営〇〇経営体。
- ・認定農業者への農業継続意向調査によると、「経営の継続が困難」と考えている農業者が〇名おり、このままでは5年後には〇〇経営体となることが見込まれる。

【目標の例】

- ・〇〇の施策の活用や〇〇の取組により認定農業者、新規就農者の育成・確保に努めることとし、〇〇年度において〇〇経営体(うち法人〇〇経営体)とすることを目標とする。
 - 法人化を進め、令和〇〇年までに新たに〇〇法人の設立を目指す。
- ・〇〇集落では、令和〇〇年までに、集落の全ての農家が参画した集落営農の組織化により 〇〇作業の共同化を目指す。

2) 農地の利用集積

【現状の例】

- 担い手への農地集積率が〇割と低位にとどまっている。
- ・担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

【目標の例】

- ・農地中間管理機構と市、JAが連携して話し合いを進め、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし、令和〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。
- ・併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への 農地集積と経営規模拡大に対応。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

【今後の課題、目指すべき姿の例】

作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

- ・過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となっている。地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。
- ・集落内には小規模農家、兼業農家しかいないため、隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して 地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に 基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- ・構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、 耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。
- ・ほ場整備事業の完了から○○年が経過し、水路等の施設の老朽化が顕著となっており、施設の 長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・集落機能の低下とともに、農村の自然環境に関する意識が薄れており、豊かな生態系が失われることが危惧される。地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。
- 5年後の地域をまとめるリーダーや役員のなり手がおらず、後任の育成が急務となっている。

【取り組むべき活動・方策の例】

- 3の(2)の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。
- ・地域資源の保全管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進める(NPO法人化を図る)とともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。
- ・農地を保全するための農地周辺部における活動として新たに○○の駆除に取り組むこととする。
- ・遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。
- 年に〇回、町の広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、地域を守る取組の魅力を情報発信する。
- ・地域の生態系の保全に資する〇〇活動について、〇〇を活用して積極的にPRすることにより、 地域住民の参画を促す。
- ・植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが 守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に水路や農道等の 施設の保全活動への参加を促す。
- ・学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。
- 保全管理の省力化に向け、〇〇事業を活用した簡易な基盤整備により〇〇を整備する。
- ・保全管理の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。



活動項目番号表

活動項目番号表を参考に、活動計画書や活動記録等を作成します。

			活動項目留亏衣 		
			BI St AC #	号	
			中部が出	300	
【贵地维持活動】 (地域咨询の基础的な保全活動)					1
支払区分	活動区分	**	活動項目	台棚目前傾 契	取組の内容(平成30年度までの取組名)未文字は県独 自の取組
(農地維持)	点换• 計画	# #	点 表	-	極休暇地等の発生状況の指摘 開発の子は675kg 単注 ナポル
	第三	計画策定	年度活動計画の策定	2	「開致の点(まくれ)ので、表記のので、 大きのかで、 年度活動計画の策定
	事(c)		事務・組織運営等に関する研修、 修、 機械の安全使用に関する研修	ю	活動 [明する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の 運営 [関する冊像
	実践活動	宝田	遊休農地発生防止の ための保全管理	4	遊休農地発生防止のための保全管理
			雇罪・法面・防風 株の 単名リ	co.	毎時・毎月七次回等の草刈り 第四条の株式1~下台の中2月
			####################################	9	Mana Mana Mana Mana Mana Mana Mana Mana
		鑑	子が中の名が	7	大路の草刈りがつずる。野蛇を30草刈り
			水路の泥上げ	œ	大路の泥上げだいプランクを大事等の泥上げ
			大路屋帯を設め会ける単	n	かんがい期前の注油 ゲート類等の保守管理 使光施器の高工管理
		担戦	(1)対峙の損害	10	路局・法面の草刈り
			無道倉簿の派上げ 80面の発体	= 5	意满心泥上げ Bannewith (1) 2000 (1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
		計画が	「文献の気命だ	2 00	質問の語句 × 名割の17日(33日の東西・東西・東京学の中全)
			ため池の泥上げ	41	ため油の泥上げ
			たの沙附帯施設の保守管理	ē	かんが、類対の落窓の活著・防廉 管理道路の管理 産光整の海工管理 イナ格の保守管理
		畑 井			異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池)
			来被恐惧的效应	10°	異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池)
(地域资源の通切な保全管理のための推進活動)					
支払区分	活動区分	3 \$	活動項目	号册目前 偉哭	取組の内容(平成30年度までの取組名) 赤文字 は県独 自の取組
(農地維持)	推進活動		農業者の検討会の開催	11	農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催
			農業者に対する意向調査、現 地調査	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
			不在村地主との)連絡体制の整備等	62	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な 調査
			集落外住民や地域住民との意 見交換等	20	地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
			地域住民等に対する意向調査 等	22	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内 調査
			有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えが終討会の開催
			700	60	

	取組の内容(平成30年度までの取組名) 孝文字 は県独自の取組	施設の機能診断(農用地) 診断結果の記録管理(農用地)	施設 の機能診断 (水路) 診断結果 の記録管理 (水路)	施設 の機能診断 (農道) 診断結果 の記録管理(農道)	施設 の機能診断 (ため)也 診断結果 の記録管理 (ため)也)	年度活動計画の策定	対象組織による自主的な機能診断及び簡単な 補修に関する研修 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、 更新等に関する研修 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保 全に変する 新た資産る	駐甲の再構築 農用地法面の切開補修 商湯施設の済榜 農用地の條れき 農財告的該冊の補修。設置 防展ラナの補修。設置 防原ラナの補修。設置 きの細やかな雑官対策 表の細やかな雑官対策		路局、法面の4の期補修 軌道等の運搬施設の維持補修 販措施設の補修(標道) 音の組やかな雑草対策(機道) 関溝の目地語的 側溝の下間法下への早期対応 側溝の表込材の充填 酸損施設の補修(機道の附帯施設)	速水シートの補修 コングリート構造物の目地語の コングリート構造物の表面光化への対応 提体侵貨の早期補修 機構機設の補修(ため)池の提体) 専規補配のが複雑質対策(ため)地の提供) 専動調整の通像(ため)地の保険)
	号 器 目 並停 契	24	25	26	27	28	58	OS	ਲ	32	33
	活動項目	活動項目 機用地の機能診断 小路の機能診断 農道の機能診断 ため池の機能診断 年度活動計画の策定 機能診断・補修技術等に 関する研修						農用地の軽減な補修等	水路の軽微な補修等	農道の軽微な補修等	ため池の軽微な補修等
	活動区分	機能診断				計画策定		農用地	路	卸	<i>ት</i> -ወንስ
		機能影斯· 計画策定					<u>∞</u> <u>+</u>	実践活動			
	支払区分										
(層数の軽板な細胞)		2(姿)傾向上)									

歌組の内容(平成30年度までの歌組名) 孝文字以県	独自の取組	生物多様性保全計画の策定	水質保全計画の策定 農地の保全に係る計画の策定	民観形成、生活環境保全計画の策定	水田貯留機能増進口係る地域計画の策定	地下水かん義に係る地域計画の策定	資源循環に係る地域計画の策定	生物の生息状況の把握	外来種の駆除	生物多様性保全口配慮した施設の商正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した商正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視	水質モニタリングの実施・記録管理	排水路沿いの枠地帯等の通正管理 沈砂池の通正管理 上様流出防止のためのグリーンベルト等の通正管理	水質保全を考慮した施設の通正管理 水田からの排水(導水)管理 施環かんかいの実施 非かんかい期における通水 管理作業の省力化による水溶源の保全	R観形成のための確認くの植栽等 機用地等を活用した実観形成活動	施設等の定期的な巡回点検・済掃	機業用水の地域用水としての利用・管理 伝統的施設や農法の保全・実施 農用地からの風塵の防止活動	水田の野智機能向上活動	水田の地下水かん葬機能向上活動 水源かん養林の保全	地域咨询の活用・咨询循環のための活動	広報活動 智光活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 加域内の規制等の取り決め
中铁田野市地	20到49日番号	34	35	36	!	ले	38	39	40	₽	42	£	4	₹ 4	46	47	3	\$	20	ত্র
田田春秋		生物多様性保全計画の策定	水質保全計画、農地保全計 画の策定	展観形成計画、 生活環境保全計画の策定	水田貯留機能増進計画、	地下水かん義活動計画の策定	資源循環計画の策定	生物の生息状況の把握	外来種の駆除	その他(生態系保全)	水質モニタリングの実施・記録管理	紫女田振命士のいな男	その他(水質保全)	植栽等の呆観形成活動	施設等の定期的な巡回点 検・済掃	その他(吳嶽形成・生活環境 保全)	水田の貯留機能向上活動	水田の地下水かん義機能向 上活動。 1.343、されるの	NARD・A数付の3系生 地域交通の活用・交通循環 活動	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2
活動区分	스	生態系保全	水質保全	果餓形成. 生活螺塊保全	火田野留後龍梅海・東大きな人共		运源循環	生態系保全			小質保全			展觀形成。 生活環境保全			水田貯留機能増進·	格下水かん郷	咨源循環	
		計画策定						実践活動												報 報 受
(Well Jane 2011年)	XWEX	(不均)(()()()()()()()()()()()()()()()()()(

The Claim of the Control of the Cont	軟組の行むされる3年度までの軟組も7条×子は光雄目 の取組	磁休農地の有効活用	農地周りの共同活動の強化		お沙山が一門の間の第一部が、東沙山の場合	農村環境保全活動の幅広い展開	医療・福祉との連携	無村文化の伝承を通じた無村口ミュニティの強化	広域活動組織において、集落をまたいで共同活動を支援 することを目的として 設置された活動を推断が活動を行うこと。	環境負荷低減の取組への対象活動を行うこと。ただし、5 割減の取組、 長期中上における溝切りの実施の要件は適用しないも のケする。		広報活動		取組の内容(平成30年度までの取組名) 赤文字は県独自	の取組		株類であるコンクリートが弱くの更新 大路の更新 ゲード、ボンブの更新 女主情報の課題 大野 (無道法国の補修 無疑の打機之(一部) 無法の打機之(一部)	未舗装機道を舗装(砂料、コングリート、アスファルト) 側海難の設置 上側海をコングリート側溝に更新 道器 画演の設置	洗掘館所の補修 漏水館所の補修 た <mark>の違の楽深</mark> 取水棚の補修 決水吐の補修 安全施設の補修	ゲートハルブの更新安全施設の設置	最高は様々の道際語を表の道像語を作り道像	着き4様水の設置 給水栓等の更新 農用地への含土等
	 字部 百番 	52	22	54	55	56	22	20	58-2	983	200	09		三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		<u> </u>	29	89	64	65	99	120	121
	活動項目	遊休農地の有効活用	島獣被害防止対策及び環境 時業活動で終わ	以付近300/2010 客域在中门上外市外落工	お災・減災力の強化	農村環境保全活動の幅広い	************************************	0.35用 農村文化の伝承を通じた ###コンニニンの終む	MATT サイーアイの製品 伝域活動組織における活動支 繁殖による活動の実施	水管理を通じた環境負荷低減 活動の強化	知事、市町村が特に認める活動	広報活動・農村関係人口の拡 大		田前傳知		沙群心 紹次	お茶屋の紹才	少海の河船	農道の更新等	ため込むの補修	ため池(附帯施設)の更新等	企	西 紫体
	活動区分	梅 漢活動) ための活動)]	11.		大路 大		部(単		大 <u>國</u> 治		事 田 田 田	
(多面的機能の増進を図る活動)	北区分	区(変滅向上) 増3											【资源向上活動(施設の長寿命化のための活動)】	文批区分		3(長寿命化) 実践							

事務負担の軽減について

令和7年度の制度改正に合わせて、以下の事務負担の軽減を図りました。詳しくは「令和7年度改正のポイント」をご覧ください!

① 様式の簡素化

住所の記入欄の削除、活動計画の記入欄の簡素化、開始時間と活動区分の記入欄の削除等

② 中山間直接支払との様式の共通化

活動記録と金銭出納簿の共通化

③ 様式の入力負担の軽減

数式等の変更防止(入力制限の設定)、備考欄の記入ルールの変更

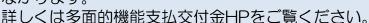




オンライン申請について



令和5年度より、オンライン申請が可能となりました。 今までのエクセルの申請データからの読み込みが可能になる、 同じデータの再入力が不要になるなど、事務の簡素化に つながります。





学習教材の活用について

学習マンガ

次世代を担うこどもたちへ、農業や農村の 大切な役割を広く伝えるため、「農業学習」 に活用できる教材を制作しました。全国の教 育現場やご家庭でぜひご活用ください!







▲「草刈りは地球を救う」 〜SDGs達成につながる農村の共同活動〜

動画

子どもたちが田んぼの持つ大切な役割や魅力を楽しく学べる学習動画を作成しました。

農業学習や田植え体験の事前学習、家庭学習の教材としてご視聴いただけます!





▲ のぞいてみよう!田んぼの世界

多面的機能支払交付金について 分かりやすく解説した動画

活動組織の体制強化や、推進組織の業務効率化・省力化に貢献できるよう 多面的機能支払交付金に係る研修教材用動画を作成しました。

多面的機能支払交付金の事務等に携わる新規担当者や活動組織に向けた説明会等でご活用ください。

多面的機能支払交付金利用の手続

(動画:14分)

多面的機能支払交付金の交付を受けるに あたって、<u>活動の手順や申請書類などにつ</u> いて解説した動画です。





多面的機能支払交付金でできること

(動画:18分)

多面的機能支払交付金を活用して、<u>どの</u>ような共同活動に取り組むことができるのかを解説した動画です。





多面的機能支払交付金活動組織の 広域化のすすめ(動画:20分)

最上町広域協定の事例をもとに関係者へのインタビューを行い、<u>広域化のプロセスを解説した動画</u>です。





いずれも動画で見ることができます! ぜひQRコードを読み取ってご覧ください!

多面的機能支払メールマガジン

農村ふるさと保全通信

月1~2回程度配信しています。 ぜひ、登録してください!

多面的機能支払の**活動組織の紹介**や、制度情報、活動に役立つ技術など、活動組織や自治体、推進組織等の皆様にとって**有益となる情報**を配信しています。

【配信申し込み】

配信を希望される方は、以下のアドレスまたはQRコードから ご登録ください。(https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html)





IZ 754-99-2

SDGSと多面的機能支払交付金の活動との関わりってなんだろう?

SDGs(持続可能な開発目標)とは貧困、気候変動や紛争など 世界中の問題の解決を目指す目標のことで、2015年に世界中 の国々が集まって話し合う国連総会で決定されました!





SUSTAINABLE GOALS

















本交付金とSDGsの関わりが より詳しく記載されております。 ぜひQRコードを読み取って ご覧下さい!!



多面的機能支払の活動は農業・農村の持続的発展を通じて17の目標のうち15の目標 (目標2~9、11~17)達成に貢献しています。下記の事例を見てみましょう!

共同活動の例

例1) 生き物 調杳



活動組織と地域の子ども達等が田 んぼや水路に生息する生き物を観 察する取組。

例2) 草刈り・ 泥上げ



農地やため池周辺の草刈りと水路 の泥上げをする取組。

活動の企画・運営の例

例3) 多様な人材 が参画した 活動



非農業者や女性や子ども等多様な 人材が植栽活動等の活動に参加す ることや、組織の運営に関わる等 の取組。

活動による効果

- ①地域の学校等と連携するこ とで子ども達に農業生産活動 が生態系保全につながってい ると学ぶことができる。
- ②世代間との交流により、コ ミュニティが形成・強化され、 地域の自然環境が保全される ことにつながる。
- ①安定的な農業生産にとって必 要不可欠な農地や水路、ため池 などを適切に保全管理している。
- ②保全管理が行き届いているこ とで異常気象時等の被害軽減に つながる。

老若男女、地域内外問わず、 女性や子どもが活動組織の計画 策定や運営等に参画し、多様な 主体の活躍の場を創出すること で、関係人口が拡大し、農村振 興へつながる。

SDGsへの貢献

※多面版SDGsの目標文になっています





目標4 地域内外の人に質が 高い教育、生涯学習 の機会を提供する。





目標11 住み続けられる地域 を作る。





持続可能な農業生産を 支える。





目標13 気候変動及びその影響 を軽減するための対策 を実践する。





目標3 やすらぎや福祉の 機会を提供する。



目標16 多様な主体の参画に よる地域づくりを促 進する。

~多面的機能支払交付金は

農林水産省の補助事業です~



【お問合せ先】鹿屋市 農林商工部 農地整備課(電話) 0994-31-1120

本手引に掲載されている各種様式の電子データは、 農林水産省ウェブサイトに掲載しています。



(https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai/n_youshiki/youshiki.html)